

平成27年第1回美祢市議会定例会会議録（その3）

平成27年3月18日（水曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	大塚 享
議会事務局 企画員	野尻登志枝	議係	

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略 局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
建設経済部長	西田良平	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道事業 局長	松野哲治	総務部 総務課長	大野義昭
総務部長	白井栄次	市民福祉部次長	三浦洋介
財政課長	佐々木昭治	市民福祉部 高齢福祉課長	古屋敦子
総合政策部 企画政策課長	志賀雅彦	総合観光部 商工労働課長	河村充展
建設経済部 農林課長	末永浩己	総合観光部 観光振興課長	綿谷敦朗
建設経済部農林課 有害鳥獣対策室長	永富康文	病院事業 管理者	高橋睦夫
教育長	三好輝廣	消防長	阿野一俊
代表監査委員			

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第3号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、馬屋原眞一議員、高木法生議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

○17番（竹岡昌治君） 一般質問順序表に従いまして、2日目のトップバッターを努めさせていただきます。政和会の竹岡でございます。

通告申し上げましたのは、第三セクター指針についてということでございます。

昨年9月にも三セクについて質問をしたと思いますが、きょうは、せんだって全員協議会の席で第三セクターの指針をまだ案という段階だったと思うのです。お配りをいただきました。それを見せていただいた上での一般質問なのですが、議会におきましても、なかなか伯仲しておりまして議論が、会社法による第二セクターの株式会社、いわゆる民です。第二セクターの株式会社というのは民なのです――。

と第三セクターの株式会社。これは会社法によれば、株式会社でひっくくってはあるのですが、その中に第二セクターの株式会社と第三セクターの株式会社があるわけなのですが、その目的と言いますか、扱いと言いますか、そういうものについて議論が混迷しております。

そこで、お互いに共通認識を得るために、篠田局長が一番詳しいんじゃないかと思うのですが、局長にお尋ねをしたいと、このように思っております。

まず、市民の皆さんに理解をしていただくのが一番いいじゃないかという観点から、お尋ねをするわけでありますが、もともと第三セクターは、国や地方公共団体が経営するいわゆる公企業。これが第一セクター、さっき第二と第三を申し上げましたが、これが第一セクター。それから私企業であります通常の株式会社、これが第二セクター。この二つが一緒になって第三セクターというふうに言われております。

現在では、第四セクターとも言われたのがNPO法人だとか、そうしたものがあつるやに聞いております。事実かどうかわかりません。

しかしながら、この国や地方公共団体が民間と合同で出資経営する会社が第三セクターであると。この第三セクターという言葉が、日本で公に使われたのが田中角栄さんが内閣の時代です。ですから、1973年、かなり前なんですけど、そのときに経済社会基本計画というものが閣議決定されたのです。その中で第三セクターという言葉が使われたというふうに言われております。日本とアメリカ、イギリス、それぞれ第三セクターの意味が若干違うんですが、日本で定着したのは、その1973年第二次田中角栄時代に公文書として上がってきた、こういうふうに思っております。

そこで、三セクの、今から申し上げたいと思いますが、その特徴は利益を追求する、いわゆる利益追求を目的とする手法ではないというふうに位置づけられているんですね。専ら公共的事業のコスト削減、あるいは会社法で株式形態である利点を活用することによって、第一セクターにかかわる収支改良が可能となる。加えて自治体から負託された公共領域を最も効果的、効率的に実行するための自主性を持ったプロ集団であると。こういうふうに定義づけられております。

従って、会社法は株式会社だとか有限会社はなくなりましたが、最近は合同会社という新たな形態も出ております。いわゆる私はそれは組織論だろうと思うんです。そうした中で第一、第二、第三、そうしたセクターがあるわけですが、篠田局長にお尋ねしたいのは、今、私が申し上げたことが正しいのかどうなのか。

ここでいつも、議会が議論がすれ違うところがあるんですね。その点をひとつお聞きをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと話は長くなるかもしれませんが、説明させていただきたいと思います。

明確に第三セクターという文言が登場したのは、議員言われるように1973年2月の閣議決定の経済社会基本計画でございます。この計画において、事業の公共性を確保する必要があるとき、あと云々とありますが——あるときは企業に投資決意を行わせる必要があるときには、公共主体がその経営に参画する公私共同企業、いわゆる第三セクターの活用を図ることというふうにされてます。

ここで初めて第三セクターという用語が初めて出てきます。

この結果、今日では八千を超える第三セクターのうち、約44%の3,515法人が会社法人としての第三セクターとして存在しています。

言われる会社法、これ商法の特別法でございますが、会社法から見た私的会社、議員が言われた第二セクターと第三セクター会社の特徴をちょっと申し述べたいと思います。

法律上、会社は営利を目的とする社団法人であり、会社は社団性、一つが社団性、二が法人性、三、営利性を有するものとされております。ですから、この三つの標識のうち一つでも欠ければ法上の会社ではないとされております。通常の私的会社と比較して第三セクター会社の違いを検証いたしますと、社団性、法人性についてはちょっと微妙な相違点はあるのですが、ほぼ同じだろうと大きな相違点は見られません。

ただ、3番目の営利性、私的会社は営利を前提としており、営利目的を持って設立された社団でございます。この営利性とは会社が対外的利益追求活動により、利益を得、その得た利益を利益配当、または残余財産分配の方法で社員に分配することを言います。

これは、団体の得た利益を公益などに使用させるためではなく、団体が利益を上げることが手段とし、自己が利益に預かることを目的として会社に参加するという会社の基本的性質に基づくことによります。

ただ、法的にこのような内容の営利性を有すべき会社形態を採用した第三セクター会社は、ストレートにこの法的に要求される営利性を体現するものとは言えません。その理由は、会社の出資者であり構成員たる地方公共団体の第三セクター会社設立の目的、意図でございますけど、一つとは地域のニーズへの対応という地方公共団体の行政目的達成のため、公共部門の資金不足を民間資金導入によってカ

バーし、かつ民間の経営能力、効率的手法を取り入れることにより公共部門の非効率や官僚性の弊害を克服するということ。

2点目、民間部門のみによる営利化への歯止めとして公共性を確保する。3点目、第三セクターの信用の強化に資する。4点目が中央とか地元官庁との接触の円滑化に貢献する。5点目が地元対策の円滑化に貢献するといったことが理由でございます。

すなわち、地方公共団体は第三セクター会社の出資設立には、行政目的達成という意図を有するのみで第三セクター会社の利益の分配に預かるという、そういった意図を全く有していないと言ってよいかと思えます。

次に、他の出資者たる民間企業の出資の理由についても、この第三セクター会社からの利益分配といった直接的、目先的な利益に限らず出資企業、団体にとって間接的、また長期的な利益を期待しているからでございます。

次に、ちょっと長くなるのですが、委員会でもあったんですけど、営利性をここで否定すれば次に当然のことながら、株式会社として認められないのではないかという疑問点はここで存在します。これについて、会社法学説では定款に営利事業を記載し、利益配分排除をうたわなければ、公共事業を定款目的に掲げようと得た利益を公共事業に使用しようと、営利性に反するものではないというふうにされております。

大変長い答弁になりましたが、以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） ありがとうございます。やっぱり、官僚のお答えはなかなか難しいんですね。ただ、私は平たく申し上げたのですが、基本的には間違っていないと認識しているんですね。

そこで、我が国では第三セクターの例がたくさん出てます。地域都市開発、これも大変な事業だろうと思うのです。それから水道事業、公共下水道事業、観光レジャー、それからここが恐らく美祢農林開発にも当てはまるのでしょ、農林水産、農業林業の作業受託、その次に特産品開発製造などと、こう書かれています。

あとは鉄道だとか、運輸とか空港だとか、空港ビル会社、マリーナ、道の駅、そういうものが列挙されております。それ以外には情報処理、最近では情報処理も多くなってきております。それから共同コンピュータ事務処理、証拠、放送、UHF局

といいますか、そうしたもの。それからケーブルテレビ局、産業廃棄物処理とつまり極めて公共性の高い、あるいは公益性のある事業を利益を追求ということではなく、公共が果たすべき目的を負託した、そしてそれをやっていただくのが第三セクターではなかろうかと、このように思っているわけです。

そこで、それをベースに間違いなければそれをベースに今回我々に示していただきました指針についてお尋ねをしていきたいと、このように思っております。

国が示した指針、昨年8月5日付の指針を見せていただきますと、大きく五つに分かれております。一つは基本的な考え方、それから二つ目が地方自治体の関与、自体がどう関与するか。それから三つ目が第三セクター等の抜本的改革を含む健全化、全国的に非常に赤字団体が多いということで国も健全化を図ろうということだと思います。

4番目が決して第三セクターの否定をしてないですね。成立をするときはどうしたらいいかという設立について、それから5番目が第三セクターの活用。いわゆるそれをつくったらどう活用していくか、以上が国が示した大きな柱であるわけです。それを踏まえて、今回美祢市が検討委員会をやられて、美祢市独自の三セクの指針を案を示された。このように思っております。

これは、各所にそのことはちゃんと入れ込んでありますし、現状と課題も入っていますし、基本的な考え方が示されてはおります。しかしながら、3番目の市の基本的な考え方という、この美祢市の指針のほうの中にある話なんです、事業手法の選択基準は示されていないんです。事業の必要性、採算性の検証と前座的要件は記述されておりますけど、検証基準が示されていないんです。その辺でどういうふうに検証されようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。これは、商工労働課長のほうがいいですかね。よろしくひとつ。

○議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの竹岡議員の第三セクターの指針に関する第三セクターの必要性・採算性の基準についてお答えさせていただきたいと思っております。

さきの議員全員協議会で説明させていただきました美祢市の指針（案）ということでございますけれども、このうち市の基本的な考え方といたしまして、法人・事業の必要性・採算性の検証におきまして、必要性につきましては、まず一つ目とし

て設立された意義、二つ目に市の関与の必要性、三つ目に公益性、四つ目に市場性、これら四つの検証項目を設定し、採算性につきましてはその有無を検証することとされておられます。議員御指摘のとおり、検証基準までは今現在、明記はされていないところでございます。

これにつきましては、今年度第三セクターについて大きくどのように捉えていくのかということに着眼点に指針づくりが行われておりますので、ただいま申しあげました必要性和採算性による五つの項目につきましては、検証基準となる具体的な指標や数値につきましては、現時点では明記をされていないということが現状でございます。この検証基準につきましては、美祢市第三セクター改革推進委員会におかれまして、実務上大変重要な要素であるとの見解から慎重を期すべきであると判断をされておられます。具体的なものにつきましては、今後この指針の中に追記等の対応を行われていくというところで考えられているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 課長の答弁で今年度っておっしゃったのですが、あとわずかしかないのにやるわけですか。来年度でしょ。

○議長（秋山哲朗君） 河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいま、今年度と申しましたのがこれまでの取り組みということで説明させていただきまして、これから取り組んでいくことに、検証基準につきましては、来年度移行随時取り組んでいくということになるかと思っております。

以上です。

○17番（竹岡昌治君） わかりました。私はこの市が取り組む方針、指針の16ページなんです。ここから人的関与について、それから財政的関与についてということで3番目がその他の課題ということで上げてあるんです。ここが一番大事であろうと、しかも経営というのが日々動いているわけです。これがまた1年伸ばしていくというのじゃなくて、早く取り組んでいって早くやらないと方針を決めないと、私はまずいんじゃないかなと。

特に人的関与については、確かに国の指針も派遣等やらないと。いわゆる人的支援は原則として行わないとやっているのです。ですが、今回27年度予算を組まれ

て管理者を外部から導入するという事だったのです。私はそんなにマーケティングリサーチをして、そしてしかもマネージメントができてそんな優秀な人なら自分たちでコンサルしたり、企業を起こすほうです。やると思います。

だから、私が申し上げたいのはそれぞれの第一、第二のセクターの職員を将来のためにやはり育成をしていく必要があるんじゃないかということで、今回お尋ねをしようとしたわけです。原則的には、これはあくまでも原則規定ですから、例外もあるだろうと思うんですが、ぜひ都道府県も支援の中に企業会計に精通した人材のあっせんが明記されておりますよね。

企業会計に精通した、そういう財務的なことがわかる人はもちろんいいのですが、私が申し上げたいのはいわゆる管理職、総合的な見識がなければできないだろうと思うんです。そういう人たちを、それぞれのセクターで職員を育てて将来に向けると、こういうお考えがあるかないか一つ。それから、たしかどこにも書いてなかったと思ったのは、経営責任の明確化といいますか、徹底した効率化と申し上げますかいわゆる、善管義務なんかもどっかできちんと経営責任の明確化を記述すべきじゃないかなとこう思います。

それから、財政関与につきましても確かに公共性、公益性を有する事業というわけですから、当初から採算がとれない事業もあるだろうし、私が予算委員会かどっかで商品開発をするについて、やむなく赤字にもなる場合もあるだろうというニュアンスで申し上げたのですが、言葉が足らんで私が第三セクターは赤字が出てもいいんだというふうに解釈されました。そうじゃなくて、やっぱし一生懸命取り組んでいただいた上で、しかも開発をしたり、商品開発して六次産業の経営者になるためには、やはりどうしても赤字が出る場合があると。その場合の市の財政支援を行うとしますと書いてはあるんですが、基準が明記されていないです。どういうときに、どういうものを投入するのか、やはりこれはあくまでも美祿市版の指針ですから、その辺もきちんと書くべきじゃなからうかと、このように私は思うわけであります。

従って、この辺をきちっと明確にしていく必要があるんじゃないからうかと、こういうふうに思います。いかがでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） だから、人的支援と財政支援のこと二つ、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの人的関与に関する件、または

財政支援の手だてに関する件。これにつきまして私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

このたびの美祢市の指針の案の中では、市の一般職員の派遣と人的支援は原則行わないとされているところがございます。一般職員の派遣につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律。こちらの第2条第1項で派遣が可能となる団体等が規定されており、本件につきましては対象外となっているところがございます。

一方で、さきに申しました検討に関する法律の中では、特定法人。この「特定法人とは地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部または一部が地域の振興、住民の生活の向上、その他公益の増進に寄与するとともに地方公共団体の事務、または事業と密接な関連を有するものであり、かつ地方公共団体がその施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であるものとして、条例で定める法人」と定義されているところがございますが、この特定法人に該当する場合はその特定法人の業務従事について幾つかの規定が設けてあり、本件についてはこの法律の特定法人に該当するものであると考えておるところでございます。

しかしながら、これを進めるためには職員は一旦、公務員としての身分を放棄、つまり退職するということが必要であり慎重に取り扱うべき事項であると考えておるところでございます。従いまして、このたびの指針の案でも、原則として人的支援を行わないということを取り扱っているところがございます。議員御指摘のとおりマーケティングリサーチやマネージメントができる方の人材確保は困難を極めることが必至ということを理解しているところがございますが、定員管理によります市職員の減少と民間活力の導入促進の観点から現時点の市の方針のいたしましては、一般職員を派遣するのではなく、会社自らが公募により人材を確保することとしたところがございます。

また、経営責任の件につきましても明記されていないということで、先ほど言われましたけれども、一番最初の答弁させていただいた必要性、採算性の基準の中でもありましたように、まず大きなところをこのたびは第三セクターの改革推進委員会におかれまして捉えられているというところがございます。言われました事項につきましても、大変重要な要素というところではございますが、委員会としましては慎重を期すべきという判断をされておられまして、こちらのほうの基準についても

明記をされていないというところが現状でございます。

併せまして、財政支援のことでございますけれども、市はもっと積極的に財政支援をするための手だてを示していくというようなことであろうと思っておりますけれども、この件につきましては、議員の御指摘のとおりであると認識しております。一部につきましては、既に第三セクター改革推進委員会においても議論いただいております。（発言する者あり）

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 竹岡議員の御質問は非常によく精査、勉強という用語弊があります。上から目線になりますからね。本当によく緻密に調査をされておられた上での質問ですので、我々の職員は戦々恐々、脇の下に汗をかきながら、恐らく答えておるんじゃないかと思っております。下手なこと言いますと返しの質問がありますので、今、河村課長の一生懸命答えておりましたけれども、今の河村課長は担当部署の課長——トップとしての話をさせていただきました。

私はそれを踏まえた上でいまの人的支援のことなんですけど、河村課長が答えたとおりなのです。市のほうからは職員を第三セクターのほうに出して、そして責任を取らせてやらせるということができないということ、まず御理解を賜りたいと思います。

恐らく竹岡議員のおっしゃった意味というのが、それぞれ今、美祢農林開発株式会社という第三セクターと、それから美祢観光開発株式会社——道の駅おふくです。二つの第三セクターの株式会社を持っておりますけれども、それぞれ現在では副市長が社長ということになっております。

今回の外部検討委員会のほうから出された美祢市の指針（案）を見ましても、市長なり、副市長なりそれに専属できない者はその職につくべきではないという考えをお示しになっておられます。私もそれは同感です。旧美祢市の段階で市のトップなり準トップがついたほうがしかるべきじゃないかという議論があって、恐らくそういう形態になったということを引き継いで今の新美祢市の形態があるわけですが、現実的にやはり会社ですから、専属をして経営責任を負う者が必要だろうというふうに思っております。

話はまたもとに戻りますけれども、先ほど篠田市長統合戦略局長のほうからるる

根本的な考え方申し上げました。議会の中ではいろいろ会社法にのっとるものから、儲けんにゃいけんのやないかという話が随分出ておりましたけれども、そういうことじゃないと。本来の目的はこの第三セクターをつくった目的は公的な使命を担っておるものだということがあります。ですから、もし、利益を求めるものであれば、わざわざ公共団体が出資をして会社を設立する必要がないわけですから、民間の方にやっていただいてしかるべきものですので、その根本的なところが全く違っておるといことです。

ですから、そのことを十二分に理解をされた方が経営にあたっていただく。そして、今、竹岡議員もおっしゃいましたけれども、とは言いながら資金のただ漏れ、また全く経営感覚のない者が経営をするということは許されざるべきものでございますので、そのことを踏まえた上で、今現状ではそれがなかなか難しいということが、いろんな議論の中でわかってまいりました。当面外部からその任に当たる方を招聘をさせていただきたいということ、これを議会との議論を重ねましてそういう形で予算原案もつくっておりますけれども、恐らく竹岡議員がおっしゃった意味は将来的にそれぞれ組織があります。今、それぞれの組織で職員の方が頑張っているという状況です。

美祢市の振興のためとか、雇用をちゃんと確保するためとかいうことで頑張っているという状況です。そうすると、いつどの段階においても経営のトップたる者、全体を管理するのが外部から招聘されて変わっていくというふうな意識しておりますと、職員の方々の意識が、モチベーションが下がる。またより改善をしていこうという意欲がわかなくなるというふうな弊害が起こってまいります。

ですから、プロパーですね。その会社が初めからあって、そしてそこに入られた。また、途中から入られた方が自分たちがこの会社をどうにか頑張ることによって、市民のため、この美祢市の振興のために役に立ちたいということの意識を持ってもらうためにも、今おられる方々、また今後入社をされる方々がその中からそういう全体を管理をして、経営ができるような人材を育てていったらどうかという、恐らく質問だったと思います。

私も同感です。そこまで持っていきたいと思っています。ただし、当面今の段階ではそこまで至っておりませんので、今の段階でこの二つの会社を経営破綻をさせるわけにはいきません。大変美祢市の大問題になりますから、ですからそのためにも

外部の招聘を今はお願いをしておるといふ考え方です。

それと、今の経営責任のことですけれど、今申し上げたことと全くつながってまいりますけれど、最終的には市が出資しております。大株主ですから、大株主たる責任者として私は存在しています。その意味において私は大きな責任を負っております。会社そのものは株主とは別に会社を運営いたしますので、代表取締役なり専務なり常務なり、そういう方々が責任を負っていただきます。そういう方をちゃんと育てていきたいというふうに思っていることが一つ。

それと、財政的なことを最後におっしゃいました。この財政的なものにつきましては篠田局長からも申し上げた。そして河村課長からも申し上げましたとおり公的使命については、もう揺るぎないものがあると私は確信しております。

先日もこの壇上からいろんなことをお答えしましたけれども、これは揺るぎない事実であって、そのことをもってこの第三セクターは美祢市に存在しているわけですから、もし、その公的使命を達成をするために財政的な支援が必要ということであれば、当然私はやるべきであろうというふうに思っております。それがこの中長期の美祢市の振興を考えた上で大変重要なことであるというふうな私が行政としての市のトップとしての判断をいたしました場合は、それはすべきと思っております。

そのことはまた議会のほうにも御説明を申し上げて、御理解を賜って予算として成立をさせていただきまして執行したいというふうに思っておりますけれども、今後手続きと、またどういうときに財政支援を行うかということ。私が判断をする。最終的にはしますけれども、その基準となるべきものは、やはりいろんな方の専門家の識見を頂戴をして基準をつくったほうが私もいいと思っております。ということですので、今、美祢市の第三セクターに関する指針の原案を頂戴しておりますけれど、これは今後さらにボリュームを上げていきたいし、それに付随するものをつくっていただきたいというふうに思っております。

ですから、検討委員会のほうにそのことも申し上げまして、その基準づくりについても賜って、それを明確にしていきたい。それをもって財政支援については私のほうから議会のほうに提案をさせていただくという形をとりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 今、市長から御答弁いただきまして、特に私も人材育成は今早急にやれっていう意味じゃないのです。今回、予算化されたように今回はやむを得ず外部から招聘して管理、運営していただきたい。しかしながら、私が申し上げたのを市長おわかりいただいたので安心しましたが、第一セクター、第二セクターの株主がそれぞれ職員がいらっしゃるわけです。市の職員に限らず農協の職員さんも、株主の職員さんも、つまりそういう意味で私はお話をしたのです。

私もかつて農協の職員でしたんですが、農協の経理というのは銀行簿記、商業簿記、工業簿記全部ミックスした非常に複雑な簿記なのです。美祢市の監査委員なんかは、それに精通した人なのです。そういう方がやはり育てていただいて、将来遠い将来になるかもしれませんが、企業というのはやっぱりゴーイングコンサーンという前提があります。だったらそれを見据えて育成されたらどうですかという提案を申しあげました。市長にわかっていただきましたので安心しましたが。

次にこの指針の中のその他について、これ以上質問してもまだ、今、委員会からある程度の答申からいただいてないと。今からやるという話なので余り意味がないかもしれませんが、一つは情報の開示。これは地方自治法上、議会に報告するというものは決まっていますよね。地方自治法第何条に基づきというほうがいいのか、何でかって言ったらかつて、この議会で何年も前の話ですが、元帳まで見せろという話があったんです。これは、自治法で議会に何と何を提示して説明するんだと言われていました。掘り下げて行って元帳まで見せれば取引相手から何から全部裸なんです。

かつて私は市役所に伝票を提示しろと言われて伝票を提示しました。その生の資料が外へ出ました。そしたら、その人の所得がわかる資料まで出たんです。ですが、私はこの情報開示のもう少し具体的に記述されてはいかがなというふうに思います。じゃないと際限がないのです。どこまではどうするというふうにやられたほうがいいんじゃないかなと思います。それが1点。

それから定期的な評価、分析と書いてあります。これも2行半しかないんです。国が示している健全化の取り組みにかかわる検討のフローチャート。これを活用してやると、こう書いてあるのです。美祢市独自の私は基準をつくるべきだと思うんです。やっぱりその地方、地方に合った。じゃあ例えば美祢農林開発は後ほど申し上げようと思いましたが、企業ドメインを明確にしないと、こういうこと書けな

いのです。ですから、じゃあどこまでこのセクターはやるのかと、その辺もきちんと明確にした上で取り組んでいただく必要があるんじゃないかと私はそういうふうに思って、今回質問するわけですが、どういうことかと言うと、企業全体としての事業領域といいますか、将来の方向性を意味しているわけです。

そうした企業ドメインをきちっとした上でこの辺に取り組んでいただきたいと。評価につきましても、もうお答えはわかります。基準がないじゃないですか、どうしてんですかってお聞きすればまだ今からですという答えだろうと思うのです。しかしながら私が申し上げたいのは、道の駅は道の駅、それから農林開発は農林開発。それぞれの目的があるわけですから、それに対しての美祢市独自のセクターの評価基準というものをおつくりになられたらいかがですかという質問を一つ。

それから、指導監督の徹底という（３）番目、これも適切な支援等を実施しますと書いてあるだけなんです。さらにその下になりますと、もっとひどいのです。国が書いてるそのままだが載せてあります。私はこれはむしろここに力を入れていただきたいと、議会でもいつも問題になってくるのは、いわゆる第三セクターの内部における組織体制、責任含む会計及び資金の管理、運用等の経営上の重要事項における指導監督方針や基準についても、第三セクター改革推進委員会からの意見を参考に策定していきますと、こう書いてあるのです。

ここが私一番重要だと思うのです。その辺で最後に市長のお考えを伺いたいと、このように思っております。

○議長（秋山哲朗君） 一問一答ですから、どの部分から先に。本当は一問一答でやっていただいたほうが答えやすいし、わかりやすいと思うのです。先になら。（発言する者あり）

○市長（村田弘司君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの御質問の一つ目でございますが、定期的な評価、分析について市の独自の手法の導入ということでもあります。

このことにつきましては、指針（案）のその他の課題として上げられております。指針（案）のページで言いますと18ページになるわけですが、その中の議員御質問の情報開示ということでございますが、この情報開示ということにつきましては、議員のほうからもございましたけれども、地方自治法上に定められておりますとおり、情報の開示ということとはしなければならないというふうなものでございますが、

御指摘のありました毎事業年度の事業計画であつたりとか、決算、こういうふうな書類といった具体的な明記というのは、まだなされていないということになります。

ということで、議員御推察のとおりなのですが今後、改定時がございますのでそのときに補いたいというふうに考えているところでございます。それから定期的な評価、分析の件に関しましてですけれども、美祢市独自の手法の採用、あるいは頻度として定期的というふうにあるが、これはどの程度かという御質問だと思います。

この御質問につきましては、現時点で評価手順。これフローチャートを示しておるのですけれども、このフローチャートにつきましては、国のものを委員会としては採用をされているところでございます。しかしながら、この評価手順の詳細につきましては、第三セクター改革推進委員会におきまして、具体的な議論がまだ進んでおりません。このことから、今後議論を重ねていく中で美祢農林開発、それから美祢観光開発それぞれに適した評価手順、フローチャートです。これが必要であるというふうなことで委員会のほうで判断された場合には早急に取りかかることになろうかというふうに考えております。

併せまして、頻度の件についてなのですが、定期的にとという言葉で書いてございますが、この言葉の捉え方といたしましては、年に1回ということが基本として考えられておりますが、その改革推進委員会におかれて要請がありましたときには、それに応じて弾力的に取り扱うことになろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） わかりますかね。次の質問に対して、続けてどうぞ。

○建設経済部長（西田良平君） 次に第三セクター等の内部における組織体制、責任含む会計等経営上の重要事項について美祢市としての指導、それから監督ということでございますが、その方針が明確化されてないのではないかという御質問でございます。

御指摘のとおり、指導監督等の徹底に関する件につきましては、指針案の市が取り組む方針の中のその他の課題の（3）指導監督等の徹底、それから（4）のその他の部分にわけて記載があるところでございますけれども、ここの部分は議員御指摘のとおり非常に重要な意味をなすものと認識しているところでございます。

まず、（3）の指導監督等の徹底では、二つの第三セクターの設立目的は市民福

社の向上や地域社会への貢献等、市民が求める公共福祉の提供となる事業を行うこととなっておりますことから、この設立目的から事業が外れないように管理を行い、事業を行う際には課題解決のために必要ならば指導、助言もしくは支援を行っていくという。言うなれば大きな柱的なものとして記述がなされているところでございます。

一方、（４）のその他につきましては、これまで第三セクター対策室として取組めていなかったもの、またはもっと踏み込んでいかないといけないけども、基準等ができていないというような、そのようなものを記載しているところでございます。これらのことにつきましては、第三セクター改革推進委員会におきまして、御協議等していただきながら、今後基準を定め追記をしていくことになろうかというふうを考えております。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） ありがとうございます。ただ、今、御答弁の中に委員会の判断と、こういうことも言われたんです。私は、この委員会は市長の諮問機関でもないわけですか。市の考え方というのはどこで反映されるんでしょうか。ただ委員会の判断でと、こうおっしゃるのです。人ごとじゃないと私は思うんです。やっぱりこの美祢市がどうしたいのかという、やっぱり美祢市の三セクの指針ですから、それはどこでどう反映できるのか。御答弁の中には、まだ委員会では検討されていません。委員会ではこうでした。委員会の判断によってって、こういうお答えなのです。

これが一番気になるところなのです。これは、最後に市長にお聞きしたいと思うのです。それで、これは最後にしたいと思いますが県下にたくさん第三セクターあると思うのです。その他のところにも県を初めとする関係団体に協力を求め、先進事例の紹介、企業会計に精通した人材のあっせん、助言や情報提供等を行っていきますと書いてあるんです。県下にどれぐらいの三セクあるかわかりませんが、それに対する県レベルで支援室があるのかどうなのか。窓口があるのかどうなのか、この辺も一つお尋ねしたいと思います。

それから、最後に国が示している第三セクター等の活用、これを十分に斟酌されて、やはり私はそれぞれの地方で三セクの指針をつくれということになりますと、先ほど申し上げた、やはり美祢市がどうしたいんだという大きな柱がどこで反

映されるのか。これをしっかり入れ込んで委員会にも投げかけていただきたいと、このように思っています。

それから、先ほども申し上げましたが、やはり第一セクター、第二セクターのそれぞれの株主の職員を長期的な視野のもとにやはり育成をしていただきたいと、そのことがやはり両方の美祢市が持っています三セクの健全経営も目指せるんじゃないかなと私はそう思っておりますので、最後に市長に総合的なお考えをお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） ただいまの第三セクターの改革推進委員会の判断という言葉が今あったじゃないかという御指摘だったですね。恐らく西田部長はそのつもりで言ったんじゃないというふうに私は理解しております。最終的にこの推進委員会のほうから出た御意見等これはすべからく、いろんなほかの諮問機関とか私に対するアドバイス機関もそうですけども市長たる私が全ての責任を負っております。私はその覚悟でやっておりますから、美祢市全般のあらゆるところについての責任は私が負うという覚悟でないと、この仕事はできません。

ですから、責任を負うということは判断を下すということです。ですから判断を下すためには私も全知全能の神ではありませんから、いろんな分野のこの識見を持っておられる方々の御意見を賜って、その上で私が判断を下す。最終的に判断を下して責任は私が負うということです。

ですから、その意味で言えば私が判断を当然行います。先ほど来、検証とかいろいろ言われました。市もPDCAサイクルつくって、Pはプランです。プランをして、そしてDは行う行為です。そしてCはチェックしてそれでだめなら、Aさらにアクションを起こす。行動を起こすということです。これを、今、市内全域で全部署でやらしています。

ですから、ずっとやってきたことが全部いいわけじゃない。だらだら先輩がやりよった、上司から言われたからこれが全てこれで済んでしまうというやり方をしてしまいますと、行政体というのは腐ってしまいます。ですからそれはだめです。

それから会社でも一緒です。ですから、そのことを必ず忘れないようにいうこと。昨年の8月に出た国の指針も行政が強く関与しなさいということが出ましたので、今後はその二つの第三セクターにそのことをもって要請をかけていきたいというふ

うに思います。

先ほどからいろんな改革推進委員会、改革推進委員会という言葉が出ていますけれども、それは私が最終的な判断を行うために、いろんなこの御意見を投げかけておるということで御理解を賜りたいと思います。

ですから、最終的には全て私が責任を負って、そして対処したいと思います。それと私は逆にお願いがあるのです。

今の情報開示のことがありましたけれども、私は議会のほうで調査活動される場合、私は議長という議会最高執行権限者がいらっしゃるわけです。そして、議会としてその調査を行われるときには、議長に議員の方々から申されて、議長名で私のほうに調査があつてしかるべきと思っておりますけれども、名前は申し上げられませんが、ある議員は調査をするときは私はただの市民だからということでやられる方もいらっしゃいます。

ですから議員というのは、私も起きて寝て、寝ている間もずっと市長なのです。公人ですから。議員の方々もずっと公人です。ですからその立場というのは、恐らく変わらないと思っておりますので、今、議会の中で議会改革のためのいろんな議論を賜っておりますから、その辺も併せて御協議を賜ればと議長のほうにお願い申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） 今、市長そういう発言されましたけども、私どもの議員にはそういう議員はいないと思っておりますし。

○市長（村田弘司君） そうですか。

○議長（秋山哲朗君） 当然、議長を通して私のほうが調整するようになっておると、これはルールですからなっていると思っておりますけれど、やっぱり議員と市民と使いわけるという議員はいないというふうに思っております。

○市長（村田弘司君） ぜひとも議長よろしく願いいたします。私は職員に対してそういうことは徹底いたしますから、議長のほうもよろしく願い申し上げたいと思います。いらんこと申し上げました。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 最後に市長の総括的な御答弁をいただきましてありがとうございました。

最後にお断りなのですが、実は老眼がないために字が見えないのです。順序が違ったり、かなり行き来したと思います。執行部の方にあらかじめ通告していた通告書が読めないんで、大変失礼いたしました。これをもって、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） この際、暫時11時10分まで休憩をいたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。高木法生議員。

〔高木法生君 発言席に着く〕

○6番（高木法生君） 皆さん、お疲れさまです。新政会の高木法生でございます。

それでは、一般質問順序表に従いまして御質問申し上げます。

このたびの一般質問につきましては、大きな項目5項目を通告しておりますが、予算委員会におきまして、同僚議員さんから大変きめ細やかな質問がたくさん出ましたので、重複する質問もあろうかと思ひます。重なる部分につきましては、お許しをいただきたいと思ひます。また、質問がだんだん膨らんでまいりましたので、核心に触れられない項目もあろうかと思ひますが、時間内におさめたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、大項目1、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

マイナンバー制度は、全国民に個人番号を付番し、個人を一意に特定することを可能にする「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称マイナンバー及び関連法が平成25年5月24日に可決・成立いたしました。番号法では、自治体が関与する行政手続きについて多く規定されていることから、現在は自治体を中心に平成27年10月以降、市民へ個人番号が通知され、政府は平成28年1月からのシステムの運用開始を目指しております。

国がこのマイナンバー制度を導入する趣旨は、複数の行政機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であるということの確認を容易に行なうための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤・インフラ整備であります。

マイナンバー制度の導入によりまして、行政機関・地方公共団体等、業務間の連携の希薄さや重複した作業の解消など、市民と行政の両者にとって過重な負担の軽減、業務効率の向上、そして行政サービスの向上が図れることとなり、平成29年1月以降には、インターネットサービスによって行政サービスを必要とする市民の方が、ワンストップで手続きを簡単に済ませることが可能となるものであります。

平成28年、来年の1月から運用が始まるマイナンバー制度。今回のマイナンバー制度については、「まだ周知が足りていない」との政府関係者の声もある中、マイナンバー同様に、行政の効率性と国民の利便性向上をうたい文句に掲げていた住民基本台帳カードの交付率は5%にとどまっており、マイナンバー制度で交付される個人番号カードの普及の行方も非常に懸念されるところであります。

そこでお伺いをいたします。小項目1、マイナンバー制度の導入に向けて市ではどのように準備が進められているのか、取り組み状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 波佐間総務部長。

○総務部長（波佐間敏君） 高木議員のマイナンバー制度についての御質問にお答えいたします。ただいま議員の御質問の中で、マイナンバー制度の趣旨・目的等、るる御説明していただきまして、市民への周知の一助になったというふうに思っております。大変ありがとうございます。そこで、マイナンバー制度の導入に向けての市の取り組み状況についてであります。

平成27年10月、本年の10月から導入されます社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度では、各自治体において住民票を有する個人の方全員に対し、12桁の個人番号が、また、法人には13桁の法人番号が付番されることとなります。

平成28年1月からは、社会保障、税、災害対策の分野について、この番号を使った行政手続きの利用が始まり、市民の皆様には、行政手続きがより早く、より簡単にかつ正確に行えるようになります。

導入に向けた市の取り組みといたしましては、行政事務の流れに大幅な変更が生じるなど番号制度の影響が広範に及びますことから、全職員を対象に研修を実施しており、併せて各担当部署で取り扱っております個人情報について、再度整理を進めているところであります。そのほか、情報システムの改修や関係条例の整備、広

報等について適宜進めていくこととしております。

とりわけ個人情報の漏えい対策については、万全を期す構えであり、市民の皆様が安心して利用できますよう、職員一人ひとりの認識をより高め、導入準備を進めているところであります。

また、第1次美祢市総合計画の後期基本計画においても、「マイナンバー推進事業」を主要事業の一つと位置づけておりますが、これは交付されます個人番号カードが身分証明書として使えるほか、条例で定めることにより、さまざまな行政サービスに利用できますことから、業務革新や官民連携による新しいサービスの付加など、これを機に行政サービスのさらなる利便性の向上を図りたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 御回答ありがとうございました。このたびのような大きな制度改正につきましては、運用の開始前から私がこの場でいろいろお尋ねすることによりまして、かえって市民の皆さんに不安を与えたり、あるいは混乱を招くこともあってはいけないと思っておりますが、あまり内部的な小さい事柄等につきましては、避けたいと思っておりますが、二、三再質問したいと思っております。

先ほどの答弁でございました、サービスの向上に向けて全庁あげて取り組まれると思うわけですが、この新しい制度のスタートは各市町村が運用の窓口、現場になろうかと思いますが、いわば自治体の対応能力が問われるというようなことになろうかと思っております。

そこで、まず一点、国が言うこの行政の効率化が推進され、国民の利便性を高める云々と申しておりますけれども、市民にとって何が簡素化されて、あるいはどういうことが便利になるのか、市民の皆さんに理解できるような説明ができれば、お願いしたいと思えます。

○議長（秋山哲朗君） 大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

現時点で想定されておりますのは、行政窓口等での社会保障・税・災害対策の分野の各種申請手続きの際、現在では各行政機関が発行する添付書類、住民票、所得

証明、納税証明等を取り寄せていただいた上で、申請手続きをされておられますけれども、制度導入後はこれら添付書類が不要となり、経済的、時間的にも市民の皆様の負担が軽減され、利便性が高まると思われまます。具体的には、年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当、その他福祉の給付、また確定申告など税の手続き等が挙げられます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） ありがとうございます。この制度、一番気がかりであるのはやはり税、年金の情報等、個人情報の保護について万全な対策を講じることが必要になってまいると思います。この不安を払拭するような取り組みがございましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

マイナンバーを安心・安全に御利用いただくため、制度面とシステム面、両面から個人情報を保護するための措置を講じております。

制度面の保護措置といたしましては、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止しております。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視監督します。さらに、法律に違反した罰則も従来よりも重くなっております。

システム面の保護措置といたしましては、個人情報を一元化せず、従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間の情報のやりとりをするときもマイナンバーを直接使わず、システムにアクセスする人を制限し、通信する場合は暗号化を行い使用することとなっております。

また、情報ネットワークシステムを使って、自分の個人情報をいつだれがなぜやりとりをしたのか、自分で確認できる手段として平成29年1月からマイ・ポータル、「情報提供等記録開示システム」が稼働される予定となっております。

このように、万全な体制を整えるとともに、業務を行う職員に対しましても、徹底した法令遵守を行っていくこととしております。どうか御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） この件につきましては、個人、御自分の情報が漏れるのではという心配をされる方が多いかと思imasので、この点、十分によろしく御指導のほどお願いしたいと思imas。

次でございますが、小項目、市民への周知方法等について、お伺いをしたいと思imas。

市民の方々への周知につきましては、大変大きな検討課題であろうかと思imas。マイナンバー制度のような大規模な制度改正は、過去に後期高齢者医療制度がございました。皆さん御承知のようにこの制度は、医療費の適正化を目的に、75歳以上の国民を対象に平成20年4月1日にスタートしたものであります。当時、国としては「広報はしっかり行った」としておりましたけれども、いざ制度が開始になりますと、制度を知らない市民からの問い合わせが殺到いたしまして、対応に電話がパンクしてしまう、そういった自治体もあったということであります。

このような混乱を招いた事例は、国ではあったわけでございますが、今回のマイナンバー制度改正について、本市ではどのような周知方法を考えておられるか、お伺いをしたいと思imas。

○議長（秋山哲朗君） 波佐間総務部長。

○総務部長（波佐間敏君） ただいまの市民への周知方法についてであります。本年10月から個人番号、法人番号の付番が始まり、市民の皆様一人ひとりに、また法人宛てに通知カード交付申請書が郵送され、これを受けて平成28年1月から市役所の交付窓口において番号カードの交付が始まることとなります。

市民の皆様への周知につきましては、このスケジュールに合わせて市のホームページ、広報「げんきみね。」、告知放送などで周知するとともに啓発用ポスター、リーフレットなどを最大限に活用して周知することといたしております。また、政府広報においても、現在、もう既にテレビCMで流れているのをごらんになった方もおられると思imasけれど、テレビCMや新聞などの折り込み広告、雑誌など多様なメディアを活用して周知されることとなっております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） ありがとうございます。他市の自治体におきましても、コールセンターの設置をしている自治体もあるようです。もちろん、国は設置して対応しているところがございますが、美祢市におきまして、独自でこの制度への問い合わせに対応するコールセンター等の立ち上げ、開設の予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

国におかれましては、昨年10月1日にマイナンバーのコールセンターを設置されております。一般の方の問い合わせ等に対応させていただいております。参考までに電話番号を申し上げますと、0570-20-0178、これはナビダイヤルでございます。通話料がかかります。また、受付時間は平日の9時30分から夕方午後5時30分、ただし、土日祝日、年末年始は除かれております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。マイナンバーのこの付番、通知まであと6カ月という、開始までの足音が聞こえてくるような状況であるわけでございますけれども、市民に混乱なくスムーズに制度改正が行われますように、市民に対しまして、しっかりとした制度周知の必要性というものを強調しておきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、大項目2番目でございますが、教育行政につきまして、お伺いをしたいと思います。

障害のある児童・生徒が住み慣れた地域で安心・安全に生きがいを持って暮らすことができ、また専門的な教育を受けることができる県立宇部総合支援学校美祢分教室が平成27年4月から開設される運びとなりました。このことは、長年障害のある幼児・児童・生徒の保護者を初め、各学校内の支援体制の整備、相談支援体制及び推進に取り組まれた教育行政関係者等、粘り強い活動が実を結び、市内誘致への願ひ、思いがかなったものと考えております。大変、喜ばしいことであつたと思っております。

今後は、美祢市特別支援教育推進の四つの基本方針がございますが、これを柱にさらなる充実を目指していただきたいと、このように思っております。

そこで、小項目1といたしまして、元桃木小学校に設置されました総合支援学校美祢分教室への児童・生徒の送迎について、お伺いしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 高木議員の教育行政についての御質問にお答えいたします。

宇部総合支援学校美祢分教室への児童・生徒の送迎についてであります。

山口県立宇部総合支援学校美祢分教室の開校により、特別な支援が必要な子供たちが、生まれ育ったこの美祢市で、より専門的な教育を受けることができるようになりました。

つきましては、保護者の負担が少しでも軽減できるように、障害によりみずから通学することが困難な美祢市在住の児童・生徒のために、市がスクールバスを運行し、通学支援を行うこととしておるところであります。このことは、厳しい財政状況ではありますが、障害のある児童・生徒の保護者の皆様からの切実な要望に応え、市長が市単独でのスクールバスの運行を決断したものであります。

今後とも保護者の皆様の心に寄り添いながら、可能な限り運行ルートの設定等について柔軟に対応してまいりたいと考えております。

なお、美祢分教室に在学する児童等で、保護者の方がお仕事等によりまして、昼間不在となる家庭の児童を対象とした宇部総合支援学校美祢分教室児童クラブが設置される運びではありますが、児童クラブの利用にあわせた児童の送迎につきましては、他の児童クラブとの公平性の観点からも、保護者の皆様においてお願いしたいところでありまして、このことにつきましては、今後の課題として受け止めさせていただきたいと考えております。

いずれにしましても、宇部総合支援学校美祢分教室が4月9日に举行されます開室式をもってスタートする運びとなっておりますので、今後多くの障害のある児童・生徒の皆さんが居住地の近くで乗り降りできるスクールバスを利用されて、分教室に通学されますよう期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 教育長さん、御答弁ありがとうございます。このたび、分教室の開設につきましては、教育長さんを初め、教育行政の関係者の皆さんの大変な御尽力ということで、敬意を表したいと思っております。

立地場所につきましては、美祢市も大変広うございます。中央あたりが適当とも思っておりましたけれども、他の地域等に空き教室がない、あるいは体育館などが耐震対策が実施されていないというようなこともございまして、現地の桃木小学校の跡地で決まったということで、いたし方ないかと思っておるところでございます。

スクールバスの件でございますが、答弁でもありましたように、他の児童クラブとの公平性も考慮されまして、児童・生徒の障害の状況等もあろうかと思いますが、そうしたことも勘案しながら、送迎方法など保護者の皆様との相談を慎重に進めていただければと、このように思っております。

それでは、次に小学校・中学校の教育環境の整備について、猛暑対策でございますが、このことについてお伺いをしたいと思います。

ここ数年前から夏場におきましては、平均気温が統計を開始いたしまして、明治31年以降、最高を記録するほど全国的に厳しい暑さとなっております。

昨今、地球温暖化が叫ばれる中におきまして、このような猛暑が毎年のように発生するのではというような心配を払拭できない状況にありまして、児童・生徒が学ぶ教育現場におきまして、この異常なほどの暑さへの対策は喫緊の課題であると考えております。

快適な教育環境整備の一環といたしまして、グリーンカーテンなどは暑さ対策とともに環境にやさしい取り組みの実績もあるところであります。そこで、本市における児童・生徒の体調管理等含めまして、ほかにどのような猛暑対策を講じておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 教育環境の整備、いわゆる猛暑対策についてであります。

近年、地球温暖化により夏季において、教室内が高温になるなど、適切な温熱環境が確保されていない場合があります。加えて、夏季の教室利用日数も増加しているところであります。学校では、猛暑対策としてこまめな水分補給等、子供たちの健康状態に十分目を配るとともに、建物外壁面に植物を植生させ、日射による壁面からの熱の侵入を軽減させる緑のカーテンを設置するなどの取り組みを行っているところであります。

近隣の自治体においては、ミストシャワーの導入が幾つかなされております。こ

のミストシャワーは簡易的なもので各学校の屋外や昇降口に設置され、気化熱で周辺温度を下げることや、視覚的な冷涼感を味わえることが期待できます。体育の授業や屋外活動などで体温が上昇した児童・生徒のクールダウンにも活用されております。つきましては、その試験的な導入により、その効果を検証した上で、各学校への導入を検討してまいりたいと考えているところであります。

教育委員会といたしましては、夏季における児童・生徒の体調管理と学習効果を高めるため、緑のカーテンの設置等を引き続き行うほか、子どもたちが1日の大半を過ごす普通教室を中心に、高効率な空調設備を整備することが必要であると認められますので、国の補助制度を活用しながら、限られた予算の中で優先順位をつけ、年次計画的な整備を図ってまいりたいと考えております。

なお、昨日の一般質問で、岡山議員から学校給食センター化構想についての御提言がありましたが、給食センターの建設につきましても、学校の空調設備の整備につきましても、多額の予算計上を伴いますことから、なかなか登りがたい山ではあります。どちらの山から登り始めるかと優先順位をつけることもいるかと思われませんが、望ましい教育環境を整備するために必要であれば、全ての山に登るつもりで取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。答弁の中で、ミストシャワーの導入の件まで説明をいただきましてありがとうございます。実は、ミストシャワーについては有効であろうと、こちらが再質問しようかと思ったところでございます。心の中を見透かされたような感じがいたしておりますが、このミストシャワー、本当に省エネで実施されておるところもあるようでございまして、簡単に取付けられて、金額も5,000円から1万円前後であるということが出ておりますけれども、そうしたことで、屋外で活動している生徒さんにとりましては、著しくはありませんけれども、そっと涼風感が得られまして、大変一時しのぎにはなるんじゃないかということでございます。できれば、簡単な取付けでできるわけでございますので、各校に1カ所くらいは取付けられてもいいんじゃないかというそういう気持ちを持っておるところでございます。

それからまた、後期基本計画でも出ておりましたけれども、教育環境を充実して

空調整備を進め、学力向上を図るという取り組みの方向性が示されております。全国の小中学校の空調設備率は29.9%に対しまして、山口県では12.7%、本市では6.4%となっていることから、学習能率の効率に向けた教育環境の整備は必要ではなかろうかと認識しておるところでございます。31年度の目標値は30%と、目標設定してあります。今の5倍近くになろうかと思えますけれども、大変厳しい財政状況ではございますけれども、年次計画的に進めていって教育環境の充実に努めていただきたい、このように思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。3番目でございます、子ども・子育て支援制度についてお伺いをしたいと思います。

子ども・子育て支援制度は、一人ひとりの子供が、健やかに成長することができる社会を目指しまして、子ども・子育て関連3法案が平成24年8月に可決いたしました。平成27年4月からはこの法律に基づきまして、子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や本市には待機児童はいないところですが——待機児童等の推進、地域で子育て支援の充実を図ることを目的としておるところであります。

また、美祢市の総合計画の後期基本計画の「ひとの育成」におきましても、子育て支援の充実を本市の最重要課題の一つに位置づけられているところであります。

そこで、お伺いいたしますが、子ども・子育て支援新制度への取り組み状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 子ども・子育て支援制度についての御質問にお答えをいたします。子ども・子育て支援新制度への取り組み状況についてでございます。議員御指摘のとおり、本年4月から子ども・子育て支援新制度が全国的にスタートいたします。新制度では、保護者が子育てについての第一議的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度でございます。

具体的には、保育園については、大きな変更はありませんが、幼稚園につきまして、これまで3歳以上の児童の受け入れでしたが、新制度におきましては、「認定こども園」という形で移行することができます。こうすれば3歳未満の受け入れができることとなります。現在、市内では二つの私立の幼稚園がございますが、いず

れも新制度における「認定こども園」に移行されることとなっております。

次に、これまでの取り組みといたしましては、平成25年7月に美祢市子ども・子育て会議条例を制定し、美祢市子ども・子育て支援事業計画を本年度末までに策定するべく、これまで6回の会議を開催してまいりました。この計画は、幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、子育て環境を取り巻くさまざまなサービスの適切な確保を行うことを目的として、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間としております。現在、計画の素案を第6回的美祢市子ども・子育て会議に御提案し、委員からの御意見をいただくこととともに併せて広く市民の皆様にも御意見をいただくために、パブリックコメントを実施しているところでございます。詳しくは市報「げんきみね。」の2月号及び市のホームページをごらんいただきたいと思います。

こうして多くの皆様から御意見を集約いたしまして、最終的にこの3月末に開催予定の第7回的美祢市子ども・子育て会議にて計画を策定することといたしております。この計画の内容につきましては、策定次第、市のホームページなどで公表するとともに、その進捗状況につきましても毎年度評価、点検を行い、美祢市子ども・子育て会議に報告することとなります。なお、新制度実施に伴う幼稚園や保育園、認定こども園の利用手続きにつきましては、市報「げんきみね。」昨年11月号及び市ホームページにも掲載し、お知らせいたしております。なお、本年4月からの入園につきましては、既に希望者につきましては、入園決定を通知を行っているところでございます。

以上、市といたしましては、この4月から新制度スタートに向けて県及び関係機関と連携を図りながら、着実に実施ができるよう準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 御答弁ありがとうございました。この子ども・子育て支援新制度につきまして、報道等によりますと、財源は1兆1,000億と、その中の7,000億については平成26年10月の消費税10%の増収分でカバーするんだと、あとの4,000万円はその確保に最大限努力するというものであったかと思えます。消費税が見送られまして、次回の引き上げは29年の4月となったわけでござ

いますが、財源について、その後のことは私わかりませんが、このことで平成27年1月23日付の官報を見てみますと、政令第22号「子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令」ということで、「子ども・子育て支援法の施行期日は平成27年4月1日から」と、予定どおり実施されるというようなことだろうと思っておりますけれども、この支援制度には多額の予算を要します。その後の国からの情報等がどうなっているのか、このまま事業が進められるのか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 新制度における保育の財源でございます。議員御指摘のとおりでございます。この財源につきましては量的な拡充それと質の改善に振り分けるということで予定をされておりました。

報道によりますと、量的拡充、これは保育所の定員を増加させる、あるいは認定こども園等による保育の場の確保等でありまして、これについては確保されたというふうにされております。しかしながら、質の改善、いわゆる保育士の配置や保育士の給与改善等につきましては、財源の縮小に伴いまして、施策の優先順位をつけて実施されるというふう聞いております。

市といたしましては、現時点では国からの通知等がございませんので、県を通じまして、国の動向を把握するとともに、財源確保の道筋を図っていただくよう県内自治体とも情報共有しながら、今後対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） ありがとうございます。この件につきましては、議長宛てに美祢私立の幼稚園の連盟から要望書が出されておりました。この二つの幼稚園につきましては、この新制度におきまして認定こども園を目指すということでもありましたし、職員の処遇改善のための要望も出ておったと思っております。そうしたことで、この支援制度の実施に向け、着実にそちらの二つの幼稚園が向いておるわけでございますので、その辺の情報をしっかりと与えてあげることも必要かと思っておりますので、その点よろしくお伺いしたいと思っております。

それでは、次の保育行政につきまして、お伺いをしたいと思います。美祢市公立

保育園再編計画策定にあたっては将来展望を見据え、それぞれの保育所におきまして、地域の特性を生かしながら、児童福祉の向上を図りつつ、次世代を担う子供たちが健やかに育つ環境づくりのため、保育園の再編を進めていくとの説明が、昨年の7月、議員全員協議会の中であったと記憶しております。そこで、小項目1であります。公立保育園の再編計画の進捗状況につきましてお伺いをしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 公立保育園の再編計画の進捗状況についてでございます。公立保育園の再編計画につきましては、近年、社会・経済状況の変化による共働き家庭の増加、保護者の雇用・勤務形態の多様化等により、保育園に求められるサービスは多様化しており、保育環境の充実が喫緊の課題となっております。

しかしながら、本市の厳しい財政状況の中で、この重要課題を対応していくためには、限られた財源と人材を効率的に活用していくことが不可欠であります。そのためにも、公立保育園を保育効果や安全管理の面からも適正規模の施設に統合する必要あること、さらには園児数、職員数、設備・環境面や保育サービスの均衡化を図ることも必要と考えております。

市では現在設置しております美祢市子ども・子育て会議におきましても御検討いただき、昨年7月に計画案を作成し、議員の皆様にも御報告、御説明を申し上げたところであります。その後、保護者説明会を7月中旬から8月にかけて、指定管理者制度を導入しております豊田前保育園を除く九つの保育園で実施を行い、併せてパブリックコメントを行い、広く市民の皆様方から御意見をいただいたところでございます。

この計画案に対する御意見等ですが、保護者の皆様からは小学校の統合に合わせた再編には一定の御理解をいただいた点もございましたが、「突然の話で戸惑った」、「公立保育園がなくなるのは納得いかない」、「地域の意見も聞いてほしかった」等多くの意見が寄せられ、保育園存続の要望書が提出された地域もございました。市といたしましても、これらの意見、要望書を真摯に受け止め、再度計画案を精査し本年度末を目途に計画策定してまいりたいと考えております。ただ、園児が極端に少ない保育園もございまして、今年度につきましては、今回議案にも出しました赤郷と綾木については分園という形で進めているという状況です。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） ありがとうございます。保育園の再編等につきましては、保護者、特に地域の方々との協議をしっかりと重ねられて、御理解がいただけるよう慎重に進めていただきたいと、このように思っております。

次に、小項目2番目になりますけれども、大田保育園の建てかえについてお伺いをしたいと思います。

公立保育園の10園中7園が昭和48年から昭和56年の間に建設されておりました、著しく老朽化が進んでおるところであります。旧美東町の4保育園も御多分に漏れず、この間に建設がなされております。

保育園の再編計画につきましては、先ほども申しましたとおり、昨年7月に議会に説明がありまして、再編に向けた動きがあるところであろうかと思っております。そこで、私が大田出身ということもございます、他の四つの保育園もほぼ同様な状況であろうかと思っておりますけれども、それについて若干お話をしたいと思っております。

一昨年ですから、2年前でしたか、クリスマスのボランティアに伺った際に、保育園の施設の傷みのひどいのびびっくりしたわけです。その後、ことし1月に最近の保育園の様子を伺いに出向きましたけれども、現状というのは、職員の部屋というか事務室はほとんど窓ガラスがあかない状態です。私が窓をこうして開けようとする、少しでも無理にあけると元に戻らないからやめてほしいというようなことも言われました。テラスの屋根の止め釘といいますか、その間が風なんかで穴が大きく開いて雨漏りがする状況、各部屋の出入口はどこも朝方は空いたけれども、2時間3時間経つともうそこが開かなくなって、その出入口を今度変えなければならない、そのような状況でございました。最後に戸締りする箇所は、一人は外から鍵のところまで押し上げて、そして一人は部屋の中から同じように押してそして鍵を閉める、二人掛かりで閉めておられたようでもございまして、そういったことを毎日繰り返しておるといような状況でございました。

それから、園児のカバン置き壁は雨が降ると降り込んで園児のカバンが濡れると。そこにコンセントもあるわけですがけれども、それも雨がしみ込んでおる状態でショートの可能性が十分にあるといようなことでございます。

私自身は独断と偏見でございますけれども、本当に建て替えは急務と判断させていただいた状況でございます。この再編計画と同時進行で、建て替えが必要と考えておりますが、他の保育所とも同様、この建て替えの時期についてわかる範囲でお伺いをしたいと、このように思います。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 高木議員、非常に、マイナンバーから子育て、さまざま分野いろいろ調査されて、多岐にわたる質問ありがとうございます。

先ほど、この質問の中でおっしゃいましたけど、本市の公立保育園10園のうち7園が昭和48年から56年の間に建てられたということで、すぐ老朽化しとるといのはわかります、というふうな状況です。

そんな中でも特に、今、御質問を頂戴しました大田保育園、築後37年が経過しておるといということで、高木議員、いろいろ現場を見られて調査なりをされたといことで、うんちょっと厳しい状況だなといのを質問をお伺いしながら感じておりました。

また、定員が今60人なんですけれども、それに対して実際に入っておられる御子様方が50人を超えておるといということで、市内でも大規模な保育園でというふうな認識があります。

そういうふうな子供さんといのは、我々のこの美祢市の将来を担ってくださいます、私はいつも宝物と言うんですけれども、預からしていただいております施設でもあります。

従いまして、先ほど井上部長から話をいたさせましたけれども、再編計画ですね、公立保育園の、今、原案ができておるんですが、その中にも大田保育園、改修復するといことを明記をいたしております。

今後、この案から本来の計画そのものに変更いたしますけれども、まだもうちょっと修正を加えたり、ボリュームをふやしたりすることがあろうと思っておりますので、その中で大田保育園の改修は、明記されとるのは消えるといことはありません。

今後、厳責に子供さんの保育環境を十二分に精査をさしていただきまして、適切に建て替えの時期についても、早急に検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） 市長さん、御答弁ありがとうございます。

財政状況が大変厳しい中でございますけれども、地方の方が——大田は割と人口も多いし、新しく住居を求める方も多いと思うわけです。そういった方が保育所にお見えになって、いろいろな話する中で、その施設を見られて、今のような状態だったら、なかなか住み着くというような気持ちになれないんじゃないかなと思うんです。

何か恥ずかしい思いもしているということも、話も聞いておりますので、やはり「夢・希望・誇り」を持てる美祢市ということであっておられますので、その点は十分に考慮されて、合併も新築になるか改修になるかわかりませんが、そういったこともしっかり伝えておかないと、合併もおぼつかないと思うんですよね、再編も。だから、その辺どちらが先かになるかもしれませんけども、それは十分に本当に検討されて、早目の対応が必要じゃないかと思っております。

どうか、よろしく、まあ市長さんの勇断を待つばかりということになろうかと思っておりますけれども、よろしく願いいたしたいと思っております。

時間も押しております、これが一番最後、大事なところでございますので、お伺いをしたいと思っております。

5番目で、公園の整備について、お伺いをしたいと思っております。

道の駅みとう芝生公園の遊具施設につきましては、設置以来十数年たっております、老朽化が著しく危険な状況であるため、遊具施設改善について、大田ふるさと振興会から平成25年1月10日付の要望書を2年前であります、提出した経緯がございます。

遊具施設のメインは、滑り台等含んだ複合遊具で申すそうでございますが、改修不能な危険遊具類、例えば、ワイヤーを使用いたしまして移動する遊具などは、撤去されておまして、とても複合遊具施設としての機能は皆無というか、果たされてないと思っております。

その後につきましては、平成24年度予算におきまして、滑り台の補修、そして、漫画の「ドラえもん」と言えば土管のある空き地ということで、ヒューム管が3本重ねた遊具が新たに設置されておるところでございます。

また、メンテナンスについては、滑り台の補修を行った平成25年4月から平成27年3月までの2年間、市の予算において、滑り台の継続的な点検が実施されて

おりまして、この点検料には、対人・対物保険がセットになっておるところであります。

この滑り台も、現段階では劣化が進行しておりまして、4月以降保険対応が困難との業者からの指摘もされております。再度改修し、良好な状態にして加入するかあるいは新たな遊具施設を設置するか、2つの選択肢になろうかと思っております。

この際、安心・安全な遊具施設を御検討いただきたいと思いますが、市長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） ただいまの件ですが、この公園ですね、美祢市の西の玄関口「道の駅みとう」にあるものです。ですから、交流拠点都市を標榜しておる美祢市にとりましても、非常にありがたいもんだらうというふうに思っております。

今おっしゃいました平成25年1月付で、大田ふるさと振興会から御要望いただきました。それで、指定管理者であります株式会社美東駅とも協議をさしていただきまして、その協議の中で指定管理者側の方から要望といたしまして、今おっしゃいました「ドラえもん」じゃあないけれども、ヒューム管等設置をしたということがあります。

しかしながら、既存遊具につきましては、道の駅みとう開設時に設置をされたということでもありますことから、大変劣化が進んでおるということ、保険が切れるという、今おっしゃいましたけども、私も近々にそれを担当部署のほうから聞いたばかりなんです。なぜ私のほうにそのことを早く報告しなかったかと叱ったんですけども、そういう物で、子供さんを遊ばせるというわけにいきませんから、切れる前にちゃんと対応なくちゃいけなかった。

これは、私はここでお断りを申し上げたいけれども、本来であれば、この議会、3月議会で新年度予算として、そのことについての予算をつけるべきであったと私は思っております。これ、もう間に合いませんから、状況等、今、完全に把握するように担当部署のほうに指示をしております。

今、申し上げたようにこの道の駅みとうが、今、西の玄関口と言ってちょっと失笑が出ましたけど、私、東と言ったつもりだったんですよ。東の玄関です、もちろんです、そうです、もちろん東です。東の玄関口であります「道の駅みとう」でもある。

だから、たくさんの方々に利用していただく、市外の方、県外の方も利用していただくけども、さっきの大田保育園の話がありましたよね、今我々のこの市というのは、人口が減ってきておる、特にお子さんが減ってきておるといふ現実があります。

ですから、子育てをしやすいをつくっていくというのは、私は、喫緊の最も大きな政策・施策の一つだろうというふうに思っておりますから、それを今回も大きなプロジェクトとして、27年度予算に提示をさせていただきました。ですから、このことと完全にリンクいたします。

ここのさくら公園、これは美祢市全体の中央公園の位置づけですけれども、ここにも遊具を置きます。で、東の玄関口である道の駅みとうの遊具に関しましても、早急にやりたいと思います。ですから、時を置かずにやりたいと思っておりますので、具体的なものを、今、出すように指示をしております。できれば、一番喫緊の補正にでも対応させていただいてやらないと、危険なものを皆さんに提供するわけにいきませんし、ワイヤーで使えないよというぶざまな姿を長期間さらすわけにいきませんから、そういう形で対応したいと思っております。

よく、こういうふうな御質問を頂戴したというふうに、高木議員に感謝をいたしたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 高木議員。

○6番（高木法生君） ありがとうございます。この遊具施設のある道の駅みとう、先ほど市長さんも再三おっしゃってございましたけれども、美祢市の東の玄関口といたしまして重要な施設であります。歴史文化に富んだ観光地として、誘客の強化を図らなければならないと思うわけであります。

また、当地は大田地区の中心地でもありまして、遊具施設も大田地区唯一の施設として近隣の子供たちや遠来の家族連れの遊び場となっておる所です。将来を担う幼児・児童、健全育成のためにも、遊具施設の新設は大変重要と考えておりますが、どうか次世代を育む環境の充実したまちづくりのため、よろしくお願いを申し上げます。まして、本日、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（秋山哲朗君） この際、暫時13時10分まで休憩をいたします。

午後0時08分休憩

.....
午後1時09分再開

○副議長（岡山 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が所要のため、席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○8番（三好睦子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の三好睦子でございます。

私たちのまち美祢市が、子育て世代に魅力あるまちで人口がふえることを願って、市長さんに質問をいたします。

若者に魅力のあるまちにするためには、子育てをしやすい環境の施策が大切と考えます。そこで、子供の医療費の無料化の拡充について、中学校卒業までの医療費を無料にできないかお尋ねします。

美祢市では、現在、3歳までのお子さんの医療費が自己負担分の助成を所得制限なしで実施されています。これをさらに進めて中学校卒業まで無料にできないかと考えます。医療費無料で命を大切にするまち、子育て世代を応援するまちをアピールして、若い方々に美祢市に定住、移住をしていただきたいのです。

美祢市には、昨年26年5月現在の数字ですが、美祢市には2,689人の子供さんがおられます。全員が病気になるというわけではありません。3歳までは病気になることが多いのですが、大きくなるにつれて病気はしなくなります。発熱など、早い段階で病院に行けば早く治ります。虫歯の治療がよい例だと思います。医療費の負担が気になり、歯医者さんに行けなくて放っておくとだんだん悪くなります。早い段階で歯科医にかかれば、医療費は少なくて済みます。近年、子供さんたちが長期に入院しておられるといった例は余り聞きません。

先日の福祉大会で来賓の方の祝辞の中にもありましたが、子供の貧困問題について対応が必要だというお話がありました。お金がないことで、病気の子供の受診ができないということは避けなくてはなりません。子供の命を守ろう、お金がなくても医者にかかれないというような状態をなくそうという子供の医療費の無料化の取り組みは、全国的にも広がっています。今や珍しいことではありません。

群馬県は、6年前からこの制度を実施されています。これは所得制限なし、自己

負担なしで、入院、通院とも中学校卒業するまでを対象としている制度です。この制度の成果について、県当局は「大変よい結果が出ている」と答弁して、注目をされています。

これについて、三つの成果が報告されています。その一つとして、喘息や皮膚炎などの慢性疾患の児童の受診件数が、制度拡大後20%前後にふえ、重症化を抑えているということです。二つ目は、虫歯処置の完全児童も増加して、全国平均を上回る成果を上げているということです。三つ目は、コンビニ受診、時間外受診がふえるのではないかと心配をされましたが、実際はその逆で、時間外受診の件数が減少しているということです。

このように、窓口無料化の拡充は時間外受診をむしろ抑制する効果が上げていることが明確に示されています。医療費削減にもつながっています。窓口負担ゼロは、夜間に子供が急に熱を出しても財布の中身を心配せずに病院に駆け込めるというお母さんの声があります。子育て世代から歓迎されているということです。

私も群馬県庁に電話しました。そして、以前は未就学児を無料にしていたのですが、中学校卒業するまで拡充したことで、医療費が少なくなったという話を聞きました。

美祢市の対象子供はゼロ歳から3歳までが547人ですが、これは乳幼児医療助成事業で約2,859万9,000円ですから、予算に既に組んであります。残りを計算してみました。4歳から中学生は2,142人で、医療費が1人2万円として計算すると、必要な予算は4,284万円になりました。4,284万あれば中学校卒業まで医療費を無料化することができます。児童・生徒の2,142人みんなが病気になるわけではありません。

今回の無料化について、今回の交付された地域住民生活等緊急支援交付金を子供の医療費無料化に充てているという自治体もありました。これは県内ですが、県内でも今回の無料化に充てるということを聞きました。まだ全国的なデータは見えていませんが、この今回の交付金活用で無料化に踏み切った自治体は多いと思います。美祢市も今回の1億円以上のこの緊急支援交付金で医療費無料化に踏み切っていたきたいのですが、市長さんのお考えをお伺いします。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） それでは、三好議員の子供の医療費無料化の拡充についてという御質問にお答えをいたしたいと思います。子供の医療費の無料化に関する御質

問につきましては、昨年の12月の定例議会においても御質問がありまして、重複をいたしますけれども、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

本市におきましては、子育て家庭の経済的な御負担を軽減するために、福祉医療制度の中で、乳児医療費助成制度を、これは県と共同で実施をしているところであり、この制度につきましては、三好議員も御承知でしょうけれども、所得制限は設けておりますが、市内に居住しておられる小学校就学前の児童につきましては、医療保険の自己負担額を助成をいたしております。なお、所得制限によりこの制度の恩恵を受けることができない小学校就学前の児童のうち、3歳未満の児童の方に対しましては、これは美祢市単独です、美祢市独自のものですけれども、美祢市単独の制度によりまして、医療保険の自己負担額を全額助成をいたしております。

一方、県では大幅な財源不足が予想される中、将来にわたり安定的、持続的な制度をするためという考え方から、平成21年8月より福祉医療助成対象者に対しまして、医療費の一部負担金の導入がされております。

美祢市といたしましては、受給者の経済的負担を緩和をいたしまして、安心して医療を受けていただくため、財政的に大変厳しい状況ではありますが、県がカットされた分につきましては、これの一部負担金の全額を市が単独で助成して現在に至っていることは、三好議員も御承知のことだろうと思います。ですから、あらゆるいろんな面で市は独自に市費を使いまして、子育て環境をよくする等のために事業を実施しておるといことも御理解をいただきたいというふうに思います。

ただいま、三好議員から医療費助成制度を中学校まで拡充することにつきましての御提案がありました。お金が大変潤沢にあつて、財政的負担が美祢市の将来に対して全く危惧することがないというようなことであれば、子育て環境をよくするという考え方のもとであればいいかと思うんですけれども、しかしながら、先ほど申し上げましたが、非常に厳しい財政状況にある中で、市ができる限り、できることを単独で取り組んでおりますこれらの制度を維持をしていくということ、これこそが重要であろうというふうに思っております。ですから、無理な、背伸びをしたことをやっけてしまひまして財政破綻を起こしますと、今まで一生懸命市が独自に取り組んできた医療費の助成等の単独事業を実施できなくなるということも危惧されますので、その辺は考えていくべきだろうというふうに思います。

また、本年4月からの子供・子育て支援新制度におきます新たな保育料について

も、これまでどおり国の保育料設定額より、七、八割程度に抑えるということですね。ですから、国が設定しておられる保育料等をこらえまして、7割、8割程度の御負担で済むようにしておるとことや、新たに多子世帯等の保育料の軽減事業を、これも国、県レベルを超えて実施をするということなど、市を挙げて取り組むことといたしておることは、三好議員も御承知だろうというふうに思います。

さらには、美祢市に住んでおられる子育て世代の方に安心をして子供を産み育てていただく環境を整備することは、本市の最重要課題の一つと捉えております。これは共通認識ですね。このため「すこやか子育て基金」を創設をいたしました。子供さんを育む環境をさらに整えるために、平成27年度において、この先日の議会で申しあげましたけれども、この基金を活用いたしまして、この美祢さくら公園内に大規模遊具等を整備をするということにいたしております。

従いまして、医療費助成制度の拡大につきましては、現段階では困難な状況ではありますが、次代を担う子供たちが健やかに育つ環境をつくっていくということ、これは非常に大切なことというふうに私も認識しておりますから、午前中の一般質問でもお答えしたとおり、特別なプロジェクト枠をつくりまして、これを取り組んでおるといことですね、今後も鋭意努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今、財政的に困難と言われましたが、今回、地域住民生活等緊急支援交付金が出ていますので、これを使っていたきたいのです。市長さんも言われました。きのうの一般質問での答弁だったと思いますが、市長さんは昨日言われたこと、私しっかり覚えてます。美祢市今からどうすればいいかと、もう時間はない、躊躇する時間はない、このままでは市が消滅するのではないか、なすべきことはしっかりするとはっきり言われましたが、これについてはどうなのでしょう。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 先日私が述べた心はみじんだりとも揺らいではおりません。そのために私のエネルギーの多くを注いでおるといことも御理解を賜りたいというふうに思います。

今、三好議員が国から今回交付金制度があったから、それを使えばいいじゃないかというお話がありましたけれども、先ほども申しあげましたね。例えば医療費を一部助成するとか全額助成するとかいうことは、さあちょっと大向こう受けを狙って今やりましたよと、平成27年度やりましたよと。でも、国から交付金がもう28年度ありません、やめましたよということで済む問題じゃないんです。ですから、例えば、ことし国の交付金がある、27年度ですね。ことしってというのが27年度のことです。それを使ってほかにいろんなことをやるようにしてますけれども、それをこの中学生までの医療費の助成無料化に使うといたしましょう。この交付金制度は、国が瞬間的に出される金です。瞬間の交付金です。これが毎年あるわけじゃないんですよ。ですから、じゃ28年度はもうこれがないから、さあやめましたよというものじゃないんです。市、県、国がつくっていく制度というのは、継続して、瞬間的にやることもありますけれども、こういうふうな福祉とか医療とか、そういうものに係る格好に関しては、継続が求められます。ですから、そのことを十二分に考慮した上で、政策・施策、事業を打っていかないと、瞬間的にああ、市民の方々によろしかったやろということだけでやってしまいましたら、この美祢丸という船は沈没してしまうということを先ほどから申し上げておるといことです。以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 美祢市を担う子供たちです。一昨日ですが、青年会議所の方々との意見交換に私も出席させていただきました。若い人たちと少子化についてのお話もありました。小学校の統廃合のことも心配しておられました。そして、子育てを支援していく、安心して子供を産み育てられる環境が今こそ必要だと思います。美祢市に住んでいただいて、市長さんは人口をふやしたい、美祢市に住んでほしいと、そういった思い入れはよくわかります。本当に私もそう思います。子育て世代に本当に魅力のある美祢市にするためにも、今回で質問が2回目ということなんです。実現するまでは皆さんと粘り強くやっていきたいと思ひます。お母さん方の強い気持ちでもありますし、頑張つて美祢市の子供たちをふやすためにやっていこうと思ひます。

先ほど保育料の軽減もありました。本当にありがとうございます。それに加えても医療費の無料ってということで、子供たちの健康、命を守ることはトータル的な子

育てを支援していただきたいと思って、ぜひそこもまたお願いします。今、経済的にもう一回やったら後が続かないとか言いましたが、予算の中でうまく配分をしていただいて、子供たちのこうしたことにぜひ予算をつけていただきたいと思います。そのことをお願いしまして、次の質問にいきます。

次に、介護保険制度についてお尋ねします。若い方も高齢者の方も誰もが安心して暮らせる美祢市をつくるために、その願いを込めて介護制度についてお尋ねします。

さきの通常国会で、「医療介護総合法」の可決を強行されましたが、この法律は多くの高齢者を介護サービスの対象から外して、公的介護、医療保険を土台から崩す方針です。介護報酬も2.7引き下げられました。これでは、介護を受ける側も提供する側も大変です。

美祢市では、第6期介護保険料が前回の基本料金より32.1%の増加となっています。年金は年々目減りをして負担が重くのしかかってきます。農家は米価の下落で年金をつぎ込んでも足りず、営農を保つために農業以外の仕事もして働いておられます。こんな中で、年金から容赦なく天引きされる介護保険料です。保険料の32.1%、この値上げは負担が重すぎます。先日ありましたが、値が上がったことは伝えませんでした。今でさえ本当に大変だと、介護保険料が高くてやれんと言われます。高齢者は「私らは死ねというのかね」とかいう声も聞きました。「そうではないよ」と元気づけて、「私たちが頑張るから」と言ってきました。この保険料の負担を軽くできないかお尋ねします。

保険料を決める中で、保険給付費の額で左右されると思います。保険給付費の2分の1は介護保険制度の中で、国や県、市の公費として賄われますが、残りの介護保険料は、介護保険者が、住民が払うようになりますが、この不足分を介護給付準備基金から支払われていたと思います。この介護給付準備基金について調べてみました。23年度は1億3,439万円、24年度は1億8,400万円、平成25年度は約8,700万円になっていました。26年度の決算見込みで、この準備金は幾らになるのでしょうか。残っているのでしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（岡山 隆君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 三好議員の介護保険制度について、とりわけ介護保険料を安くできないか、それと今、準備基金——積立金のことだろうと思いますが、

それはどうなっているかという御質問だったと思います。

議員御承知のとおり、介護保険料の算定に当たっては、第6期の中でどれだけの介護給付が必要かというその中の計画を見込みます。その見込んだ中で、議員御指摘のとおり50%が国、県、市が割合です。それから、65歳以上のいわゆる第1号被保険者の方の割合、これが従来21%でしたが、今回から22%に1%上がります、1号被保険者の割合。そのほかの私たちも含めてそうなんです、40歳以上から64歳の方もそれぞれの保険で介護保険料支払っていただいています。それで、28%今回、これまでが29%でしたが、余りにもほかの医療保険もかなり介護保険、あるいは後期高齢者もそうなんです、かなりほかの保険からも補填をして、この介護保険制度を守っているということをまず基本的に御理解していただきたい。ですから、あくまでも保険者の方に、1号65歳以上の方に22%のお願いをしておりますけれども、ほかのところにも負担はいつてるし、負担してますよということをまず一つ御理解をいただきたいと思います。

今回、見通しとそれから当然29年度の人口、それから要介護の認定者数、それから施設居住系サービスの見込量及び在宅サービスなど見込量の推計を行いました。施設居住系サービスの見込量の推計につきましては、第6期計画期間中の基盤整備を考慮いたし、また在宅サービス等見込量の推計については今後の認定査収の推計をもとに算定を行いました。その後、第1号被保険者の保険料割合、所得に応じた負担割合になっておりますので、その調整を行って基準保険料額を算定をいたしました。以上の推計に基づいた6期の3年間の保険料として必要な収納額につきましては、20億441万9,000円ということになりました。所得別、段階別の第1号被保険者の見込数に基づいて算出した結果、基準保険料を5,840円と見込んだところでございます。

この保険料の増額への対応の一つとして、まず負担能力に応じた負担とするために所得段階の設定について、国が示す基準よりもさらにきめ細かい13段階とすることにしております。これは全員協議会なり、先般の委員会の中でも御説明をしたと思っております。

また、生活保護世帯や世帯全員が市民税非課税かつ前年の合計所得金額及び課税年金収入額が80万円以下の方を対象とする第1段階、一番安い保険料ですけれども、については、公費による低所得者の保険料軽減強化という新たな制度をつくりまし

て、本来は基準の50%、半額とするところですが、45%とすることとしております。さらに、普通徴収の納期を現在8期にしておりますけれども、少しでも緩和できればということで9期へと回数をふやすこととしております。また、所得の多い方につきましては、これまで以上に負担の割合をふやしております。

このたびの保険料が大幅に改正ということで、被保険者の皆様にとっては負担増となります。ただ、今言いましたような制度もつくりましたので、今後、この制度を運営していく上では必要な改正ということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

なお、基金につきましては、これまでの第5期の保険料に対して、非常に給付総額がふえましたので——予定以上に——この基金を全て取り崩しました。ゼロです。なおかつ、きのうの山中議員の御質問にもお答えしましたが、逆にお金が足りないのので県の制度からお金を借りて帳尻合わせをしましたので、この6期でその借りた分を返すというのがまたこの保険料に上がったと。だから5期の保険料がやっぱり予想以上に低かったの、ちょっとこういう大幅な6期においての、率としては大幅ですけども、全体的には全国ベースより若干高いという形になっております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） いずれにしてもちょっと納得いかないところがあるんですけど、5期で2億4,000万でしたかね、ふえたんですけど、半年間の間にそれだけふえるのが高齢者は余り人数は変わらないのにふえてるけど、これってどういうのでふえるのかなと思うのですが、12月と3月の議会では給付がふえたということでしたけど、新しい施設ができたり、人口は変わらないんですけどふえるっていうことは、どういう意味を持つのでしょうか。市外からの受け入れっていうこともあるんですか。

○副議長（岡山 隆君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） ふえた理由ですが、わからないと言われればそれまでなんですけど、新たに特に地域密着の施設が第5期では4期に比べてふえました。それも含めた入所者が以前に比べたらかなりふえて、施設だけじゃないんですけど、地域密着型のサービスが従前よりもかなり伸びているのが現状です。ですから、ある意味でいいですとサービスを受けられる方がふえたし、サービス内容がそれだけ

高く——高くなったという言い方はあれかもしれませんが、かかり増したので納得いかないと言われても現実がそうで、それを補うために補正額が半端じゃないとかいう話もあのおとき出ましたけど、じゃ補正しなかったら給付費は払えませんので、そこはちょっといろいろあろうかと思うんですが御理解いただかないと、私どもはこの制度を運営していけませんので、すいません、お願いいたします。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） この新しい施設で介護が受けられていいってことなんですが、今回の介護制度は要支援1、2の方は、もう介護の制度から外れるんじゃないかと、こういったざるではないですけど、介護の費用抑制するために外してしまわれるんじゃないかというのがあるんですが、その地域密着型がふえればそういうことがなくなるのかどうかちょっとそこも、高齢者の数っていうのは美祢市内で変わらないと、自然増もあるでしょうが。そこで思うんですけど、これから先ほどありましたけど、介護施設がふえると——きのうも山中議員さんのでありましたが——介護施設がふえると保険料も上がっていくことになるのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（岡山 隆君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 三好議員がおっしゃりたいのは、最終的にはもうちょっと保険料を下げたいということだと思っておりますけども、高齢者は変わっていないとおっしゃいますけども、高齢者の数は今、住民基本台帳を基にしてコーホート要因法で推計をしております。今後は、しばらく本当、増加傾向で続きます——65歳以上についてはですね。5年後の平成32年には、ほぼ同数ぐらいで推移、その後は人口全体が減ってきますので減るということですが、当面は、これまでもでしたけどずっとふえて今きて、もうちょっとふえて横ばいから下がるという傾向になるというふうに予測しております。

あと、要介護の認定者につきましても、平成26年が2,108人でしたけども、32年につきましては2,563人と大幅に増加をしていくというふうに思われます。その後も人数的には下がったとしても割合はふえていくということが予想されております。

また、きのうも山中議員の御質問の中でお答えしましたけども、やはり独居の方、高齢者世帯だけの方、お二人の方とか、美祢市特有のよそ以上に進んでいる状況とかもありますので、今後の施設に対する要望は必ずあるだろうと。

それと、要支援1、2の方ですけれども、今、新しい制度からは要介護3以上の方が原則として特別養護老人ホームに入所です。2以下の方は、よほどの事情がないかぎりには特養には入れないということで、いろんな養護老人ホームとかもありますし、グリーンヒルとかいろんな施設もあるんですが、今後そういうところをどういうふうに活用していくかということが一つあるでしょうし、また今回、秋芳地域と美東地域にサービス付き高齢者住宅が開始されます。これは、割合と安価な9万から11万、12万ぐらいかな——月——で入られる施設が民間の施設としてつくられます。こういったところで、できるだけ自分の年金で1カ月が暮らせるような施設がふえていくことでその辺のリカバーはできていくんじゃないかなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ちょっとこれからの介護のまだまだ問題が多い点もありますけど、ちょっと先ほどの件ですが、介護保険料が高いということで、先日全協でいただいた分ですけど、この中で保険料の見直しって、この軽減割合の中で見直しと一緒に入ってるんですけど、これはどう理解——、介護保険料見直し、現在5,000円程度が2025年には8,200円程度になるっていうんでしょうか。それとも軽減の枠の中にあるので、ちょっとどうなんだろうかと思いました。どうでしょうか。

○副議長（岡山 隆君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 今、三好議員が言われました5,000円から八千何百円程度というのは、国が全国平均で見通しを立てた部分でございます。全協の中で説明しようとして出したと思いますが。美祢市ではございません。

それから、軽減制度については先ほども言いましたように、国の設定の段階よりも多くいたしまして、13段階の設定にしました。高額所得の方がちょっと負担がふえるんですけども、御負担をかなりしていただくような形をとって、低所得者が負担が余りふえないようにということをとっておりますので、そこは前回も御説明をして御理解いただいているものかなというふうに思っています。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） それについては十分、私たちも要求しましたので、7段階で

最後が200万、所得が200万で1,000万も同じではいけないから、階数をふやしてということは要望してましたので、それについては本当にありがたいと思いますが、この負担が高くなったということで、この段階ですが、この段階の中で、市民税の本人非課税ということは表見まして本人非課税、同居の人がいるっていうことですが、それにしても7万80円はきついと思います。また6段階の120万未満の方でも年間が8万592円の負担は重いと思いますし、4、5、6の段階の方の軽減策はどうなんでしょうか。支払いを8回、9回に変えても料金は軽減策にはならないんですが、ここの4、5、6の段階の軽減策はどうなんでしょうか。

○副議長（岡山 隆君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 軽減の割合ですけれども、第4段階の人につきましては、基準額の85%としております。これは、前回お示しをしてると思います。第5段階の方が100といいますか、基準額になります。それ以下を下げてるということですが、もう多分平行線になるんですが、これで国のほうから一般会計から介護保険への赤字補填的な繰り入れは認められておりません。減らそうと思えばもうそれしかありませんけど、その認められてないこと、そうすると、先ほど中学校医療費の無料化っておっしゃいましたけど、あれなんかも全部やれやれ言われたらとてもじゃない圧迫です。

ことは、特に子ども・子育てで市長が特にプロジェクトとして、保育表の第2子について半額、第3子も所得制限なし無料というので、これで1億程度の市の負担があるわけです。それぞれいろんな市が単独でやってる事業の中での負担を持っています。それをどう配分するかというのは、ある程度市長が考えてやられております。そのことで予算を出しておりますので、今、ここでそれを変えるということは誰も考えておりませんので、大変申し訳ないですけど御了承いただきたい、以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 市長さんにお尋ねしますが、他市ではですね……県内です。子供の医療費を安くするために今回出た交付金ですけど、それを使ってる。そして後期高齢の医療制度にもその件を使ってるという市がありましたが、そういった使われるお気持ちはありませんでしょうか。（「ちょっと聞きとれんやった、ようわからん。もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）今回に、地域住民生活等緊急支

援の交付金が出てます。それを子供の医療費に使ったり、今の福祉のために、今の介護保険が高くなるのでそういうのに活用できないかっていうことを。他市では行っているところがありました。いかがでしょうか。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 同じことをさっきもお答えを申し上げたと思いますけど、こういう福祉とか医療っていうことは、始めましたらほぼエンドレスです。エンドレスちゅうのは終わりがありません。ですから、瞬間的には例えばですよ、1億で済むかもしれないけども、10年続けたら10億かかります。今のおっしゃる交付金事業というのは、この平成——だから26年の繰り越し事業と27年の合わせた分ですね、瞬間的で国が地方創生ということで出される金であって、これはですから平成28年度以降あるわけではありません。ですから、このことをもって今の医療費の無料化とかいうことに充ててしまいますと、それは非常に厳しいものがあるということです。

地方を創生するために、今我々は国の交付金を非常にその有効、有益に使えることに今充てるとというのが、事業とか施策をするために財源として使わせていただくようにしてます。これは、国に報告しなくちゃいけませんから。国が求めていることと違うことに使いますと国からペナルティを頂戴するようになりますから、国のほうにそれを報告してやるようにこの平成26年度の補正についてもそう、平成27年度の当初についてもそう、これは今回の議会のそれぞれの委員会なり、予算委員会で御説明をしておると思います、市のほうで。ですから、このことは三好議員、御理解賜っておるというふうに思います。

先ほどから、井上部長のほうに御質問なっておりましたけど、三好議員は日本共産党でいらっしゃる。福祉に非常に手厚いことを求めておられます、いつもね。そうすると、介護保険というのは福祉のもっともたるものの一つだろうと思います、福祉事業の。これを無くさずに継続して維持していくということは、大変なエネルギーがいるんです。これほど高齢化が進んで、若い方が減って、そして介護を受けられる方がふえていってます。先ほど井上部長が申しましたけども、人口は右肩下がりでちょっとずつ減ってますけども、実は高齢人口は上がっていってます。5年後をほぼピークにして、10年後ぐらいまでこの5年後はここまで上がったのほぼ維持されます。ですから、この10年間は間違いなく医療介護者の方が今よりも

かなりふえるということ、そうするとそれに対する給付も大きくなるということ、大きくなるということは、ほかのいろんな国、その他のいろんなほかの保険制度からの支援とかを受けて、全て国民の方の金をプールしたのものをもって当たるとるわけであって、直接的に介護保険料というのはお払いになるけれども、実は全体とすれば全て国民の方のお金なんですよね。だから、現実的に要介護の方がふえられるということ、要支援の方がふえられるということは、それにかかるお金がかかってくるってことも三好議員は御理解賜りたいと思います。ですから、よくしてくれよくしてくれ、しかしお金はどんどん低くしてくれ、負担は、それじゃもたないということです。そのことは理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 介護保険制度について、まだ通告をしていなかったの、ほかのことも言いたかったんですけど、通告してないので言えませんが、一つ言えるのは今回に出された交付金、これは市民に満遍なく使っていただきたいと。それで、今言いました子供の医療と介護保険には市民に平等に満遍なく使えると思ひまして言った次第です。そして、介護については通告がちょっとあれでしたから、また次に介護のまた質問、今回言われましたけど、介護の費用を抑制しようしようっていう動きがあるので、そして介護難民って言うんですか、要介護でありながら要介護1も取れなくて支援になって、その支援の方もだんだんその介護の中から外されてしまうというようなふうに関護のお金を抑制しよう抑制しようっていう動きがあるので、そういうことはいけないと、そういうのでまた通告してませんでしたから、またそれについては……。 （「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○副議長（岡山 隆君） ちょっと三好議員、負担と給付の関係をよう理解して……。村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員、ちょっと先ほどの話と矛盾するんですよね。ですから、介護を受けたいけれども受けられないところのレベルに落とされてしまうと、実は給付を受けたいけれども受けられない方がふえたらいけないから、それをちゃんと介護を受けられる状態にしてほしいと、そういう制度にしてほしいと、今、思いだったでしょう。そうすると、その介護給付を受けるということは、全体として市、国、県から出ていくお金が大きくなるわけですよね。すると、それはさっき私が申

し上げたとおり、全ての金は実は国民のお金から成り立ってます、ですよね。そうすると、その介護を受けられる方がふえるということは直接的には今の介護保険料もそうですけど、ほかの公的な支援とかそれも全て実は元は国民のお金、その分がふえるということで、ですから片っぽではどうか介護給付を受ける人をふやしてほしいと、受けられるようにしてほしい、でも負担のほうは減らしてほしいじゃバランスがとれんでしょ。そのことをさっきから申し上げておるんです。ですから、別々に話されたら、それぞれはどっちも聞かれる方にとってはいいでしょうけども、トータルで考えたら矛盾が生じるんですよね、そのことを御理解賜りたいということです。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） お言葉ですけど矛盾はありません。先ほど言いましたように、病気でも早いうちに行けばお金が少なくて済むと。介護にしても軽いうちに行って、介護のリハビリとかやれば重症化しないと、その点は一致しておりますので、別に矛盾はしてませんということをお話しして終わります。ありがとうございました。

○副議長（岡山 隆君） それではこの際、暫時、2時10分まで休憩いたします。

午後1時55分休憩

.....

午後2時10分再開

○副議長（岡山 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。徳並伍朗議員。

〔徳並伍朗君 発言席に着く〕

○16番（徳並伍朗君） 政和会の徳並伍朗です。一般質問順序表に従いまして、大きく3項目について質問をいたします。

質問に入ります前に、村田市長をはじめ執行部の皆様、職員の皆様、本当に常に市民の安心・安全と、福祉向上のために努力をされていることに、心より厚く御礼を申し上げます。

それでは最初の質問ですが、有害鳥獣、特に鹿の駆除と活用について質問いたします。

美祢市は、中山間地域であるため市の面積中、林野が73%近くあります。従っ

て、有害鳥獣の被害は年々増加しております。今回は、特に鹿についてお尋ねをいたします。

2009年に県の調査によりますと、3,900頭の鹿が現在は2万頭に増加していると報じられております。約6年間で5倍の数にふえているわけでございます。これは、猟をして獲ってもまだそれだけふえているってことですね。現実には、調査数より、はるかに大きく上回っているのが現状だそうであります。

今回県の方針として、特に下関、長門、美祢、山口市等県内の半分の7市で鹿の捕獲対策強化を図り、猟友会に狩猟を促すことになりました。そこでお尋ねですが、今年度の鹿の駆除の目標数と、来年度の目標数の予測がどれくらいになるか分かれば教えていただきたい。

現在、わなの数は1人当たり30個としているのはどういうわけがあるのか、猟のほうはそういう決まりがあります。最近のわなは、発信機でわながはじいたことがわかるようになって、いちいち現場に行かなくても手元でわかるようになっています。また、そのような猟師もふえてきています。それならば、わなの数をふやしてもよいのではないかと思うんです。

銃での駆除は、免許の取得がなかなか難しいと聞いております。市の職員さんの中でも1人ぐらいしかおられません。なかなか難しいわけです。どうしても鹿、イノシシの駆除を多くするならば、わなに頼らなければならないと思います。これは、猟師さんが減っているということもありますが。

昨年の12月に国が示した、狩猟税特別免除の一助として、非常勤公務員に多くの方を任命し、対応される考えがあるのか。

美祢市も、毎年鹿の捕獲数もふえてきている中で、市独自のジビエ加工を行ったらどうかと思います。桃の木にある美祢市農林資源活用施設で、工夫してつくれば、まあ、冬時期の仕事として就労の場もふえ、そのジビエで下関市のようにホテル等でジビエ料理教室などを開催したらと、以前、竹岡議員もお尋ねになったジビエ料理に対する対策はいかかなものかを最初にお尋ねいたします。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 有害鳥獣の駆除と活用についての御質問にお答えいたします。

まず、鹿の駆除についてであります。議員ご指摘のとおり、鹿による農林産物の

被害は年々増加傾向にあり、その一番の原因は鹿の個体数の増加であろうと考えております。

従来、山口県では下関市、長門市、美祢市の西部にしか生息していなかったものが近年になり美祢市の東部にあたる秋芳町、美東町でも多く確認されるようになり、被害の報告も多数寄せられるようになりました。

鹿による被害につきましては、その約8割が造林木への角こすりですが、水稻、麦、大豆等の新芽を食べる食害、水稻を踏み荒す被害も深刻な状況となっております。

こうした中、本市における鹿被害の対策といたしましては、防護柵を設置することによる鹿の侵入を防ぐ方法、これは国の補助事業であります鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、鹿用防護柵の材料支給を行い、地元関係者により自力施工で設置していただいております。

また、個体数の減少を図るための捕獲業務として、毎年、猟友会へお願いしております有害鳥獣捕獲業務、これは捕獲に対して補助金を交付する有害鳥獣捕獲奨励事業、また、平成24年8月1日に発足いたしました、山口県西部鳥獣被害広域対策協議会が、猟友会へ委託をしております鹿の広域一斉捕獲業務等があります。

本市では、これらの捕獲業務により平成23年度に201頭、平成24年に327頭、平成25年度には461頭の鹿を捕獲しております。このように2年間で2倍以上の捕獲数となっているところであります。これも猟友会の皆様方の御尽力によるものと担当部局としては深く感謝をしております。

しかしながら、実際に捕獲されます猟友会の会員の減少、高齢化、特に銃猟免許所有者の減少により、鹿の個体数増加に対応できている状態にあるとは言えません。

先ほど議員も言われました、山口県では、平成27年度において特定鳥獣管理計画の見直しを行い、山口県での鹿の捕獲目標頭数を、平成26年度の2,900頭から5,400頭へ拡大し、個体数を減少させることを目指しています。

このことを受け、本市におきましても、新規に狩猟免許を取得される方の支援を行うとともに、猟友会の御協力を得ながら、平成27年度の年間捕獲頭数の目標を500頭とし、被害の減少を図ってまいりたいと考えております。

また、鳥獣被害対策実施隊の設置についてであります。現在、この実施隊は、美祢市有害鳥獣対策室職員12名及び狩猟免許を取得している市職員6名で構成し

ており、非常勤の職員の登用はしておりません。

この実施隊の隊員に、猟友会の会員を任命しますと、狩猟税の減免や活動時の公務災害等が適用されるメリットがございますが、民間隊員の報酬、公務災害等を考慮し、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、捕獲方法の一つであります、わなの架設についてであります。わなの架設は自分の管理できる地理的範囲内であり、かつ、管理できる数以下とすることとなっておりますから、同時に31個以上のわなを仕掛けることは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の危険猟法として禁止されておりますので、御注意いただきたいというふうに思っております。

もう一つの御質問であります、ジビエについてでございます。この御質問につきましては、平成24年3月議会で竹岡議員から、平成26年3月議会で萬代議員から、また、平成26年の6月議会では秋枝議員から一般質問をいただき、お答えをしているところでございます。

美祢市では、年間約2,000頭のイノシシ、鹿が捕獲されており、捕獲された野生鳥獣の処理につきましては、狩猟者において大半が自家消費されるか、もしくは埋却処分をされているのが現状であり、食肉として一般市場への流通は確認しておりません。

しかしながら、この野生鳥獣を食肉加工処理し、ジビエ料理として活用できれば、美祢市の特産品となりうる可能性は十分にあると考えられるとともに、有害鳥獣の捕獲者にとっても、捕獲の対価が得られるため捕獲意欲の増加につながり、鳥獣被害の低減が図れることや地域住民の獣害への関心を持たせることなど、多くの利点があると考えられます。

さて、この野生鳥獣をジビエとして流通させるためには、食品衛生法に基づく許可施設において処理を行うことが必要となっております。

現在、山口県内には2カ所ありまして、萩市むつみの「うり坊の里」、それから、下関市豊田町の、「みのりの丘ジビエセンター」であります。この二つの施設の運営管理につきましては、各市の指定管理者制度により指定業者が行っており、食肉加工された商品は、道の駅、スーパー等で販売されるとともに、ネット販売、または、市内のレストランでも供給されていると聞いております。

また、解体時に出る内臓等は、専門の処理業者に処理をお願いしていると聞いて

おります。

議員御提案の農林資源活用施設の活用ができないか、ということについてであります。美祢市農林資源活用施設につきましては、平成19年の繰越事業として、国のメニューである農山漁村活性化プロジェクト交付金を活用し、大嶺町桃の木地区に設置した施設であります。

この施設の設置にあたり、計画書では、農林水産物処理加工施設を整備するものとしており、事業メニューには、ジビエ、いわゆる有害鳥獣の解体等に関する記載がありません。

このことから、既存の美祢市農林資源活用施設において、ジビエ対策関連事業を実施するという事は、目的外使用に当たると考えられるのではないかと推測をしておるところであります。

なお、ジビエの関連につきましては、他市の状況等を確認し近隣市との連携も踏まえ、いま一度、事業実施の可能性を検証してまいりたいと考えております。

このことにつきましては、以前にも冒頭で御質問があったというふうにお答えをしておりますが、今、下関のほうにもこの施設があるということで、設置以降、連携がとれないかということで、下関市長さんのほうに、市長のほうからもバックアップをいただいているところでございます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 今、お答えいただきましたが、鹿はですね、生まれたところで育つ性質を持っています。イノシシは全国、いわば新潟県の中部から下側から沖縄までいます。ですから秋田、青森の辺、北海道にはおりません。イノシシはどこでも行くわけですが、鹿は生まれたところで育つわけですね。

昔は、下関、あるいは長門で育っていったわけでありますから、今から15年くらい前以上は、ほとんど美祢市では鹿はいなかったということのを頭の中に、私の話を聞いてください。

鹿は生まれたところで育つ習性をもっているのですが、今日のように生息地が拡大することはないと思いますが、防護柵をして一時的に被害が少なくなるとは思いません。が、イノシシが柵の下を破り、鹿が柵を飛び越えて、柵の外で、また、子供が生まれる、そうすれば鹿の生息地が拡大されます。

そして、そのようにして拡大されてきたわけでありまして。於福と長門周域の境には全部柵が張ってあります。それは今、何も役には立ちません。

まず第1は、捕獲をしなければ、被害を少なくすることはできないと思うんですね。だから、捕獲する猟師も平均年齢が高く、あと10年すればほとんどいなくなるんじゃないかと、私もそのような一人でありますけれど。

平成26年度の2,900頭から、5,400頭ですよ、すごい量ですよ。に、拡大し、個体数を少なくすることを目標にしていると言いますが、先ほど質問したように、現在は2万頭に増加している、あるいは、それ以上かもしれない。今年の梅雨にはですね、また、1万頭近くのバンビが生まれるわけです。そうすると3万頭になるわけですね。

鹿は、ハーレムをつくって生活をしています。1頭の雄が数頭から十数頭以上の雌を連れて行動をいたしております。

この前、新美祢カントリーのところでもあったそうですが、1頭の雄が15頭か13頭、もう数えられなかったと、雌を連れてそういった生活をしているということですから、非常に多くの子供が生まれる、その1頭か、2頭も生まれる時がありますからね、だから多くなったら、というふうに思っております。

ですから、鹿の個体数を少なくすると言っても、鉄砲の免許を年間10人、20人ふやしていくことは難しく、逆に鉄砲をやめられる方のほうが多いのではないかなと思っております。

それならば、わなに頼らなければいけないというふうに思っておりますが、答弁の中にもあったように30個まではいいんですけど、31個のわなを仕掛けることは、鳥獣保護及び鳥獣の適正化に関する法律の危険猟法として禁止されているとなると、どのようにして、今後、鹿を県の目標に沿うように捕獲できるとは思われません。そうでしょう。猟師は少なくなる、わなの数は一緒だ、それでだんだんと、そのどんだんだんだんふえていく。それを獲るというのは非常に難しいんだろうというふうに思っております。

以上のことから、国、県、市と猟友会でよく話し合われて、できれば、下関、長門、美祢で狩猟の特区の提案をされてはどうかと思います。特区は特別にわなを掛けるとか、そういう方法しかないと思います。

そうしなければ、秋吉台に鹿がどんだんふえてきたら、貴重な山野草が絶滅する

被害が起きるといふ気がしてなりません。秋吉台には、絶滅危惧種のすばらしい山野草もあります。あっという間になくなる。これは、私の昔のまあ、前回の一般質問でもしたこともありますけれど、そういうふうな危惧があります。

私が話をしたのは、いま美祢のことなんですが、秋芳、美東の猟友会は違いますから、ちょっと内容は違うかもしれませんが、恐らく旧秋芳、旧美東もですね、猟師の数は少なくなっていくんじゃないかな、というふうに思っております。

ですから、ぜひとも、それを、狩猟特区を前向きに考えていただきたいと、それも下関、長門と一緒に考えていかなければ大変なことになります。

それから、ジビエについてであります。法律でいろいろとあるようでありまして、今までにも、いろいろ質問されたようでありますけれど、例えば、今、豊田のジビエは、一応下関市内の猟師だということで、受け入れしておりますけれども、消防も美祢あるいは下関と一緒にやっておりますので、これは恐らく、やっても絶対、費用対効果は出ないと思っております。

しかし、そこに持って行って、始末していただけることによって、まあ市も獲ったら大変なんですね、皮の処理、内臓の処理、骨の処理これ全部やらなきゃいけないんです2,000頭ですよ、毎年、猟師も大変なんです。

ぜひとも、下関市と話をさせていただいて、お互い胸襟を開いて、山口県から鹿の被害がなくなるようにするようには、これはお願いでございますから、この鹿の駆除については、これで終わりたいと思います。

だんだんと本題に入っていきます。

それでは、2番目の質問であります。ジオパーク認定の予測について。

現在、ジオパーク認定に向けて、鋭意努力されておられると推察し、その御苦労に対し心より敬意を表します。

そこで、美祢市をよりPRするためにも、市の歌、またはシンボルとしての市の鳥、あるいは市の魚をですね、早急に制定される必要があるというふうに考えます。既に花木、木は決定をされております。花は桜、木はカシガ。

美祢市のPRを積極的に取り組むためにも、例えば、漫画を使った大きなのぼりを数カ所に立ててはいかがなものでしょうか。

また、美祢市役所前の母子像周辺の整備は、美祢市の玄関でありますので早急に整備され、訪れた市民の方々や観光、視察等の来訪者に対して、気持ちよく出迎え

ることができるというふうに思っております。

母子像の周りは、駐車場の整備の関係でかなり内容が変わってきておりますし、まあ見られたらわかるというふうに思っております。議員もいつも後ろから入るわけでありますから、わりに前から入りませんので、恐らくあんまり気が付かない、気が付かれた方は少ないんじゃないかな、というふうに思っておりますが、この母子像は明治維新100年記念事業として、「子どもよ すこやかに 母の願いをこめて」と彫刻がしてあります。誰も知らないと思います。前に彫刻がしてあります。

これは、美祢市連合婦人会の方々が、昭和43年に明治維新100年記念事業として寄贈されたものであります。

当時、旧美祢市は世帯数が8,323戸、人口が3万1,000人くらいおりました。婦人会の会員数は、はっきりとはわかりませんが、おそらく数千人おられたと思います。その方々の熱い思いがあったのだらうと思います。

「脚下照顧」という意味の言葉があります。これは、臨濟宗だとか黄檗宗だとか曹洞宗などの禅系統のお寺では、まあ、玄関等にも必ずと言ってもいいほど見かける禅の言葉で、例えば、履物はきちんと揃えましょうとか、スリッパは所定の所へとか生活態度を導く標語としても、私たち日本人に一般になじみの深いものとなってきていると思います。

しかし、この言葉の真意はさらに深いところにあります。自分が今、どういう立場にあるのか、よく見極めてから事に当たれ、というメッセージなのです。

特に禅宗においては、日常生活全てが修行の教室といいますか、履物は揃えておこう、さすれば心が落ち着くとか、履物が乱れていたらそっと整えておこう、みんなの心が落ち着くと、玄関を見ればその家のレベルがわかるとも言われています。

そこで、ジオパーク認定の予測並びに先ほど提案させていただきました案件につきまして、市長のお考えをお伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 徳並議員の御質問にお答えいたします。

今、禅の名言まで教えていただきまして、ありがとうございます。胸襟を正したいと思いましたが。

冒頭、市の花、桜、それから、市の木、カシのこともおっしゃいましたけども、徳並議員は、この新しい美祢市ができたときの市章ですね、市章等選考委員会の委

員長をしておられましたから、この桜、カシ含めて市長のほうに提案をいただいた責任者ということで、いろいろと御尽力を賜ったということですね。

で、今、市役所前庭のことをおっしゃいました、家の玄関に例えておっしゃいましたけれど、さもありなんという思いをいたしました。

平成23年だったですかね、私、この、市役所の前ずっと変わらなかったんですよ、徳並議員と同じ思いがありまして、新しい市になりまして、木がいっぱい植わって前から見て暗い、新しい美祢市がこれから伸びていくという姿にしたいな、というのがありましたんで、大規模に駐車場等つけまして明るい感じに変えました。

その中において、今の母子像、どうしようかという議論があったんですが、今、議員がおっしゃったとおりなんですよね。かつての旧美祢市の時代の連合婦人会の方々が、熱い思いを持って、母の願いの像を建てられたということで、それはやっぱりこのあいだも申し上げるように、子供を育てていくっていうのは、我々にとっては、重大な大きな使命でもありますから、美祢市のシンボルとして、これからも永く、あれを玄関に設置すべきだろうという判断のもとに、あれは残しました。

で、今後、我々がジオパークになっていく過程においてですね、子供を育て、子供を慈しむ、だからこそ未来を目指すためのジオパークがあるという思いの中で言えば、前のあの辺を、さらに整備といいますか、改修といいますか、するということも必要かなと、今、質問をお伺いしながら思っておりました。

で、今後ですね、漫画を使っていろいろな、発信の仕方もあるんじゃないかとおっしゃたけど、今、ジオパークののぼり等もやっていますし、アニメを使ったトリプルエンジン等を、ジオパークを含めて推進しようと、ターボの役目もさせようと申し上げておりましたとおり、徳並議員と思いが一致というふうに気がいたしました。

今年度の当初予算には、改修費用は出ておりませんが、今後ジオパークの認定行動を、今起こそうとしておりますから、併せてちょっと考えたいなというふうに思います。

これでよろしいでしょうか。

○副議長（岡山 隆君） 徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） ジオパークの予測についてお願いします。ジオパークの来年度の予測についてお願いします。

○副議長（岡山 隆君） 末岡教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長（末岡竜夫君） ジオパーク認定に向けました具体的な実務活動につきまして担当者としていたしまして、御答弁させていただきます。

日本ジオパーク認定の平成25年度でございますが、見送り。この結果につきましては、同年12月定例議会の徳並議員からの一般質問におきまして、答弁がございました。その際、課題としていたしましては、学術機関との連携、美祢市におけるジオパークを発信するメッセージの工夫などが挙げられましたが、その後の取り組みについて御説明いたします。

まず、学術機関との連携につきましては、国立大学法人山口大学との取り組みを早急に進めることとしておりましたが、その後、早速協議を進めまして平成26年3月5日に、山口大学と本市との間で「包括的連携・協力に関する協定」の締結をいたしました。本市におけるジオパークへの取り組みを契機とした本協定の締結によりまして、ジオパーク活動を初め、教育、観光、産業、健康福祉、国際交流などさまざまな分野におけるシンクタンクとしていたしまして、山口大学から包括的に御協力がいただけることとなりました。

また、本市のジオパーク活動に対するバックアップ体制としていたしまして、山口県総合企画部を主体にいたしまして、11人の県部課長級職員で構成された「美祢秋吉台ジオパーク支援会議」が、新たに設置されたところであります。本支援会議は、県の横断的な組織としていたしまして、ジオパークに関する様々な取り組みに対し、本市関連部署との調整を図る上でのパイプ役としていたしまして、機能を果たしております。

次に、本市におけるジオパークの発信力を、世界レベルで通用するものとするために、国際的に認知度の高い秋吉台をジオパークの名称に取り入れ、「Mine秋吉台ジオパーク構想」といたしました。名称を変更したことによりまして、より高い志をもってジオパーク活動を再スタートしたところでございます。

一方、行政だけではなく市民の皆様におかれましては、子供から大人まで多くの方々が自発的にジオパーク活動に取り組み、高い市民力を発揮されたところであります。

具体的に申し上げますと、秋吉小学校の児童が秋吉台で、また、於福小学校の児童が道の駅おふくで、それぞれ、お越しになられたお客様に対して、美祢市やジオパークの取り組みなどを紹介する子どもガイド活動を行われ、小学生の皆さんが大

いに活躍されたところでございます。

また、小中高生を対象といたしました専門的な研究体験活動であります、チャレンジジオなど、多岐にわたる地道な活動を展開してきたところでございます。

さらに、ジオパーク認定に資する活動を補助するため、本年度、新たに創設した美祢市ジオパーク活動応援事業を、多くの市民の皆さんに積極的に活用していただいております。

本事業におきましては、女性団体の皆様が島原半島世界ジオパークを視察され、現地でジオパーク活動に取り組まれる市民団体の方々と意見交換をされ、帰られた後に美祢市内で報告会を開催されるなど、意欲的にジオパーク活動の牽引役を努められております。

このような事例を初めといたしまして、市内6団体の方々が、美祢市ジオパーク活動応援事業を活用され、本市が本来持っている潜在的な魅力の発信などに御尽力されているところであります。

また、M i n e秋吉台ジオパーク推進協議会におきましては、新たな名称を掲げ、より多くの市民の皆様へ御理解、御協力をいただくため、本年度だけで54回の出前講座を実施し、延べ約1,900人の市民の皆様へジオパークに取り組む意義について説明を重ねてまいりました。

さらに、積極的な市民活動を促すことと、あらゆる年代層へより一層わかりやすくジオパークの意義を伝えることを考慮し、立川流真打、立川志ら乃師匠によるジオパーク落語を披露し、市内外から多くの方々に参加していただいたところでございます。

私からは以上です。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） そしたら、あれですかね、ジオパークの認定に向けての取り組みを、私のほうから市長としてお話を申し上げたいというふうに思います。

私自身もですね、昨年9月、ちょうど木曾の御嶽山が爆発した、大噴火をした日ですね、大変な悲惨なことになりましたが、その日に御嶽山の麓にあります世界最大の崖にある市、美祢市の市ですねといわれております伊那市において、国内ジオパーク関係者最大のイベントであります、日本ジオパーク全国大会に出席をさせていただきました。

当日は、最大のイベントですんで、確か5, 000人程度の方が、全国から参加しておられたというふうに記憶しております。

いろいろな方が来ておられまして、日本ジオパークを認定する委員会の委員長を初め、各界の諸先生方、また全国の首長さん方ともいろいろ意見を交換させていただきました。

また、私自身がFM山口のほうにも出演させていただきまして、美祢市のジオパークが持つ魅力も発信させていただきましたし、引き続き長期間にわたって、職員等が出演をいたしてFM山口でずっと流しておりました。

車を運転しておって、突然、市長がジオパークの自慢をはじめたなというのを直接お伺いしたこともあります。

今、末岡次長が申し上げましたとおり、市民が一生懸命頑張ってくれるのが一番だと思ってますので、それに私も歩調を合わせていきたいというふうに思います。

で、今後の見込みですけれども、時間がもうあと15分しかありませんから、足早にいきます。

今年ですね、いよいよ勝負の年が来ましたんで、今年の5月のちょうど終わりごろです。末ごろになると思います。公開審査が行われます。これが、千葉県の幕張メッセで行われる予定になっております。その後、現地審査を経て、秋ごろに審査結果が出るというふうに見ておりますけれども、公開審査では、私も檀上に上がりまして精力的に審査員の諸先生方へ、アピール、トップセールスをやって来たいというふうに思っております。

今年の秋ごろには、市民の皆様と日本ジオパーク認定の朗報を聞いた喜びを分かち合いたいという思いで、担当部署、それから市民の方々、まあ議会の方々、ともどもですね、一生懸命歩んでまいりたいというふうに思っておりますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 要は、ジオパークにつきましては、一昨年9月の議会だったというふうに思っております。

村田市長が、ため息をつきながら見送りになったというようなことがなく、今年の9月は、笑顔で元気に認定されたと、日本で37番目の日本ジオパークだ、とい

うふうになつてもらいたいと思つております。

もちろんこの2年間、産官学での、いろいろな推進をされたり、あるいは市役所組織の協力といいますか、最高な組織、強力なスタッフでこのジオパークに当たられたというふうと思つておりますので、もちろんこれは、日本ジオパーク協会が認定することでありますからわかりませんが、私も応援をしたいというふうと思つておりますから、9月議会の時にでもわかれば、喜びを分かち合いたいと思つております。

○副議長（岡山 隆君） 時間は2時10分までですから。

○16番（徳並伍朗君） 10分まで、はい、わかつておりますから。

○副議長（岡山 隆君） 今、15分と言われましたけど、はい。

○16番（徳並伍朗君） ちょうど、あと20分ですから。

それでは、3番目の質問に入りたいと思つております。

台湾との交流も年々深まっていることは、美祢市として初めての美祢市台湾観光交流事務所が開設された成果であろうと、村田市長の英断でもあったとお喜び申し上げます。

今年も、美祢青年会議所のメンバー10人が台湾へ訪問されて、3月の5、6、7日でしたか、南投県庁とランタンフェスタがありました、集集鎮への視察をされました。

今年も美祢青年会議所の心配で、美祢ランタンナイトフェスティバルが開催されますが、その準備のためでもあったと聞いております。

また、今回、秋芳洞商店街がランタン祭りを実施され、雨にもかかわらず大成功したようであります。なお、当日は台湾・韓国・中国の方々が多かったというふう聞いております。

また、先日、美祢駅に情報発信のMineにぎわいステーションが整備オープンしたことは、本当によかったと思つております。特にミネコレ商品の情報を見た方がですね、当該事業所に出向きミネコレ商品を大量にお買いになったとの話を聞いております。

ミネコレ商品については、先日も15品目の審査会があったと聞き及んでおりますが、今後たくさんの品目を開発され、認定を受けられるよう大いに販売されて、経済効果を期待するものであります。

外国からの観光客が、ミネコレ商品を土産に持って帰られてですね、美祢市の話
に花が咲くのではないかなというふうに思っております。

それでは、質問に入りますが、先日、NHKの放送で韓国の安東市のことが放送
されました。この安東市は、世界遺産にも登録されている町ですが、日本人が観光
の職員として勤められ、また、日本人の観光客が来られれば案内をしたり、それか
ら、日本の新聞社、また企業とか、観光の誘致のパンフレット等の作成をされてお
ります。

多い日にはですね、世界遺産ですから、まあ日本人がバス10台くらいで連なっ
て、そこに来たというふうになっておりますが、ちょっと最近は日韓の関係の問題
で少ないようであります。

外国でも日本人が観光の案内をされると身近に、日本人が行きましたら感じられ
るのではないかと思うわけであります。美祢市に観光職員の招致をされればという
ふうに思っておる、特に台湾の方ですが。

先ほど、韓国の話をしたように修学旅行だとか企業の研修、慰安旅行、もちろん
一般の団体にも日本から、美祢から、美祢市台湾観光交流事務所と連携をとってや
れば、効果が増すのではないかなというふうに思っておりますが、台湾の方の観光
に対する招致、こちらに来ていただいて——についてはどういうふうなお考えか、
お聞きをしたいと思います。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 徳並議員、大変おもしろい発想だと思います。今、韓国安東
市とおっしゃいましたかね、安東市ですかね、あのう、ですから反対に台湾の方に
この美祢市に来ていただいて、そして台湾から来られる方々に、美祢市のすばらし
さを発信をしていただきたい、という御質問の意図だろうというふうに思います。
非常に発想として面白いですね。ちょっと私の頭の中にはなかったんですが、美祢
市が台湾台北市の国際貿易センターの中へ事務所をつくっておりますけれども、そ
こに働いていただいているのは、うちから職員古川所長を出してますが、現地の方、
女性の方でコウ・カイフンという方は、福岡、台北台湾の中華民国の福岡総領事か
ら御紹介を賜った福岡で活躍しておられた方が、結婚を期に台湾に帰られたと同時
にですね、向こうで採用申し上げた方ですが、御主人が大学の先生でいらっしやい
ます。非常に台湾の中でも広い顔を持っておられる方で、本当に大きな活躍をして

いただいていると思っております。日本からいろいろな方が台湾に行っておられますけれども、その対応についても、その古川所長とコウ・カイフンという、うちの事務所の所員ですね、女性ですけれども一生懸命やってもらってます、効果はあるんですよ。

で、今のお話だったら台湾からこちらに人を招聘すると在留資格とか問題がありますんでなかなか難しいかもしれませんが、これは、いろいろなことを問い合わせてみないとわかりません。

それとはまた別に、現在、山口大学ですね、先日山口大学の岡学長ですね、それと副学長が来られまして、美祢市が台湾との交流を深めて事務所を持っているということで、今後ですね、山口大学が台湾のほうに40人ばかり留学に出したいと、そして台湾サイドから山大のほうに40人程度の方を受け入れたいと、留学生としてですね。

で、結局、台湾での学生の方々のお世話というか、もしものことがあった時の相談相手といいますか、それをやろうと今話を進めています。でそれと、同様なことをやろうとしたときに、研究のためにですね、台湾サイドからこちらに来られて、例えば美祢市の観光の案内をしていただくとかいうことも可能になる可能性もありますんで、その辺のいろんなツールを考えてみたいというふうに思います。発想的には非常にすばらしいと思いますんで、受け入れ態勢の充実にもつながります。前向きに検討と言うと、すぐほうたるとようになりますけれども、前向きに、本格的に検討したいと思います。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） はい、徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 確かに、台湾の人を市の職員にというのは難しいかもしれませんが、実はですね、こういうことをしたらどうでしょうかと思うんですが。

県にもですね、協力をしてもらって、美祢市台湾交流事務所の強みを生かしてPRをしたらどうだろうかというふうに思っております。

要は、きめ細かに、大胆に宣伝マンを揃えたら、まあ、ウーマンでもよろしいわけでもありますが、育てられたらどうだろうかと思っております。

と申しますのは、一応、美祢市の行事とかいろいろな研修会とかについては、いろいろと新聞等にも出るわけがございますけれども、新聞に出ない、ものすごく重要

なことがあるんです。

それは、市内にある本社の企業や市内工業団地に誘致した企業が、台湾との交流、特に今、技術提携をされて私も……情報をつかんでいらっしゃるかもしれませんが、一つは、株式会社ジオパワーシステムがことし1月台湾の会社と代理店契約を締結をしておられます。その会社は、日本国内では100社を超える工務店ネットワーク、ジオパワーシステム会を展開し、現在では、台湾のゴルフ場やマンションへの導入交渉を進めており、同社の社長もアメリカや台湾での事業展開を積極的に山口から世界へ海外事業の強化を図りたいと意気込んでおられるわけであります。

それから、またもう一つは、美祢工業団地にあります太陽シールパック株式会社というのがあります。これは当初、もう32年前からその会社は、台湾の企業とファイバードラムの製造機械の販売、技術指導を行ったことがきっかけで現在もファイバードラムの部品や機械関係の取引を行っているわけでありますが、現在は、2カ月に1回台湾に行っておられるんですよ。2カ月に1回台湾に行っておられます。

その会社の方も、台湾事務所にちょっと寄ったけど、その時はおられなかったということではありますが、そういう商館をもらってですが、この2社は美祢市台北観光交流所に美祢市の企業としてポスターも貼ってあります。ポスター18枚の中の2枚、ジオパワーシステムと太陽シールパック貼ってあります。

そういう会社があるわけでありますから、そういう今の、例えば太陽シールパックと台湾の企業、これは点と点とで線が結ばれています。その線、台湾の企業と台湾の事務所との線をつなぎ、日本の今の会社と市の観光協会が線をつなぎ、そして、点と点が四つ結ばれて面になります。そして、それをまた深めていけば、それを進化していけば、体積になるわけですよ。

そういうことをやる人間もひとつ、宣伝マンと言いますか、そういう裏の、まあ裏のではありませんけれど、わからないところでも、よいよにおっていく。にの強い人が宣伝マンになればいいんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、点と点を結んで線。線と線を結んで面積。そして、それを進化することによって体積になれば、観光の所期の目的も十分果たされるのではないかなというふうな気がするわけです。

ですから、そういうことについて、ちょっとアイデアと言いますか、何か考え方

があればお伺いをしたいというふうに思っておりますが。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 徳並議員、国際的な力ちゅうか、すごいですね。もう発想がすごいなと思って今、聞いておりましたけども、確かに私も常々思ったのが、会社とか役所とかありますよ、組織がありますよ、でも、最後はやっぱり人と人なんですよ。人。人のネットワークをつくることほど強いものはないです。台湾事務所をうちがやっておるのも、これ人を知って、人のネットワークを使っていったということです。

そして今後、美祢市を国際観光都市にしようとした場合、また物流を国際的に起こそうとした場合、人のネットワークをつくる、点をネットワークにしようとおっしゃった面にしていくということです。これが一番強いだろうと思います。これは本当にそう思います。

今、太陽シールパックと、それからジオパワーシステムのことおっしゃいました。太陽シールパックは、この美祢工業団地の中にあります。ジオパワーシステムはお父さんが東光です。（「本社が九州」と呼ぶ者あり）そうですね。

今、秋芳のほうにジオパワーシステムあります。日本で唯一地熱を使った細工的なものをやっておられるということで、同じジオを使うということで社長といろいろ話しました。親しいようですね。うちの事務所のほうにも、台湾事務所のほうにも18枚パネルがあるとおっしゃったけれども、市内の海外に向けて動こうとしよるところの会社紹介する写真、全部貼ってます。うちの事務所にね。その中にも入っています。

あと、吉工園というのが、台湾で災害を防いだ最大の功績がある会社として、評価されてます。これはもう、総領事もおっしゃいましたし、台湾の外務省の方もおっしゃいました。

ですから、美祢市の企業は非常に力をもって動いていただいておりますし、先日も、住友セメントの本社の社長が私のところへ表敬という御無礼かもしれませんが、こられまして、今月の初めか、かなり長いこと話しましたけれども、やはり台湾のほうに事務所を持っておられますから、うちの事務所も使ってほしいとおっしゃいました。

また、丹下事務所——設計事務所です。丹下事務所の執行役員、木村さんとおつ

しゃるんですが来られまして、やはり台湾に事務所を持っておられますから、そのつながりがあるということで、うちの職員も古川のほうに行きました。点と点と点で結んでいくと、またこれ人を紹介してくださるんですね。それが、今度美祿市のためになりますんで。

徳並議員ありがとうございます。徳並議員もいろんな人を知っておられるようだし、ネットワークを持っておられるようですから、また、お力をお貸しください。これは、ぜひとも今後やっていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 以上で、村田市長のトリプルエンジンの三つの質問を終わりたいというふうに思っております。

先ほど、明治維新100年というふうに言いましたが、母子像のことで言いましたが、2018年、もう後3年すれば、明治維新150年を迎えるわけです。もうすぐです。それで、その明治維新の立て役者といいますか、吉田松陰先生が松下村塾で塾生に諭した言葉というのがあるんです。私、非常に大好きなんですけれど、それをちょっと話を言うてみたいというふうに思っております。

「体は私なり、心は公なり、私を役して公に殉う者を大人と為し、公を役して私に殉う者を小人と為す」という言葉があります。これは、「体は私なり」体は私のものであるけれど、「心は公」言わば、万民のものであるということです。「私を役して公に殉うという」ことは、私を使役して徳を納め、道を行うことに心がける者は大人。反対に、万民を犠牲にして、肉体の私の要望を満足することを目的とする者は、小人。というふうに諭しております。

徳を納めって私には、徳が並でございますけれど、（笑声）徳があるように努力したいというふうに思っておるわけでありましてけれど、今後、市長を初め執行員の皆様、職員の皆様方の御指導をいただきながら、また公人としても頑張りたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（岡山 隆君） これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

なお、議員の皆さんは、3時20分から議員全員協議会を開催いたしますので、
集まっていただきたいと思います。

午後3時07分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年3月18日

美祢市議会議長

秋山哲朗

美祢市議会副議長

岡山隆

会議録署名議員

高橋泰真

高木浩生

”